
5 0 0 8 . 輸 入 申 告 変 更 事 項 登 録

業 務 コ ー ド	内 容
I D A 0 1	輸 入 申 告 変 更 事 項 登 録

1. 業務概要

「輸入申告（IDC）」業務後、許可・承認前（特例申告に係る事項登録の場合は、輸入（引取）許可後）に以下の手続（以下、輸入申告等という。）に係る変更事項を登録または訂正する。

申告等種別	手続き名	備考
C	輸入申告（申告納税）	輸入許可前貨物引取（以下、「BP」という。）承認申請を含む。
F	輸入申告（賦課課税）	
Y	輸入申告（少額関税無税）	Air-NACCSのみ入力可能。 BP承認申請を含む。
H	輸入（引取）申告	
N	特例委託輸入（引取）申告	以下、輸入（引取）申告を含む。
J	輸入（引取・特例）申告	
P	特例委託輸入（引取・特例）申告	以下、輸入（引取・特例）申告を含む。
T	特例申告	IDA01業務のみ入力可能。
V	特例委託特例申告	IDA01業務のみ入力可能。 以下、特例申告を含む。
S	蔵入承認申請	
M	移入承認申請	
A	総保入承認申請	
G	展示等申告	
K	蔵出輸入申告（申告納税）	BP承認申請を含む。
D	蔵出輸入申告（賦課課税）	
U	移出輸入申告（申告納税）	製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。BP承認申請を含む。
L	移出輸入申告（賦課課税）	製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。
B	総保出輸入申告（申告納税）	製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。BP承認申請を含む。
E	総保出輸入申告（賦課課税）	製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。

ただし、BP承認後の場合は、輸入許可前引取貨物の輸入申告（以下、「IBP」という。）に係る審査終了前とする。

また、「予備申告」に係る変更事項についても本業務で登録する。

本業務登録時に該当する貨物情報がシステムに登録されている場合は、当該貨物情報を利用することができる。

なお、本業務により輸入申告等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。

他法令手続の証明をシステムにより行おうとする場合は、本業務でその旨を入力する。

貨物到着前輸入申告扱いを利用する場合は、本業務でその旨を入力する。

関税割当証明書提出猶予申請をする場合は、本業務でその旨を入力し、併せて実施することができる。

原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請をする場合は、本業務でその旨を入力し、併せて実施することができる。

個別納期限延長申請をする場合は、本業務でその旨を入力し、併せて実施することができる。

特例申告納期限延長申請をする場合は、本業務でその旨を入力し、併せて実施することができる。

本業務は、税関の開庁時間、貨物の通関予定蔵置場への搬入（予備申告にかかる変更事項登録の場合のみ）にかかわらず行うことができる。

登録した輸入申告等変更事項はI D C業務またはI D E業務までの間任意に訂正できる。

また、予備申告後の場合でI D C業務時に開庁時申告を選択した場合は、輸入申告等起動前であれば本業務により輸入申告等事項の訂正をすることができる。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

：チェックを行う、 - : 対象外

	申告等種別	C	Y	H	J	T	SM	KDU
チェック		F		N	P	V	AG	LBE
1	入力欄数は50欄以下であること。							
2	内国消費税等（地方消費税及び特殊関税を含む）の種類が6種類以下であること。 なお、特殊関税とは、以下、不当廉売関税、緊急関税、報復関税、相殺関税及び対抗関税のことをいう。							
3	邦貨換算後のインボイス価格、運賃、保険金額、評価補正基礎額及びFOB価格は13桁以下であること。							
4	算出された課税価格、関税課税標準額及び内国消費税等課税標準額は13桁以下であること。							
5	算出された関税額及び内国消費税等税額は11桁以下であること。							
6	入力された按分係数の合計が18桁（小数点を含む）以下であること。							
7	システム換算後の入力された数量は整数部14桁以下、かつ、合計した値が1億トン未満または1億キロリットル未満であること。							
8	従量税率に係る課税標準数量は課税標準単位に換算後12桁（小数点を含む）以下であること。							
9	統計数量への換算を要する品目である場合は、換算後の統計数量は14桁以下であること。							
10	豚肉等の差額関税を適用する場合は、課税標準数量は12桁以下、かつ、1000トン未満であること。							
11	Air-NACCSの場合は、貨物の総重量が1000トン未満であること。							
12	入力欄数は1欄であること。							
13	入力された品目コードの先頭2桁が「98」及び「99」以外の場合は、課税価格が201,000円未満であること。 ただし、少額合算貨物である旨の入力がされた場合は、当該チェックは行わない。							
14	入力された品目コードの先頭2桁が「98」の場合は、課税価格が10,000円以下であること。							
15	入力された品目コードの先頭2桁が「99」の場合は、課税価格が200,000円以下であること。							
16	本業務により発生する枝番は、9以下であること。							

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

輸入申告DBに登録されている申告者と同一であること。

ただし、申告等種別が「T」の場合は、チェックを行わない。

特例申告あて先官署は入力者の営業区域内であること。

輸入申告等変更事項訂正の場合は、輸入申告DBに登録されている変更事項登録を行った入力者と同一であること。

システムで払い出された本船・ふ中扱い承認申請番号を入力した場合は、本船・ふ中扱い承認申請DBに登録した通関業者と同一であること。

ただし、BP承認後の場合または申告等種別が「T」または「V」の場合は、チェックを行わない。

電子インボイス受付番号の入力があった場合は、インボイス・パッキングリストDBに登録されている通関業者と同一であること。

申告等種別が「N」または「P」の場合は、本業務が入力された日において認定通関業者であること。

ただし、通常申告または本申告後の場合は、チェックを行わない。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸入申告DBチェック

入力された申告等番号が輸入申告DBに存在すること。

輸入申告等（BP承認申請を含む。）または予備申告が行われていること。

IBPに係る審査終了が行われていないこと。

輸入許可等となっていないこと。

ただし、入力された申告等種別が「T」または「V」の場合は、輸入（引取）許可後特例申告受理前であること。

展示等不承認となっていないこと。

特例申告期限日を過ぎていないこと。

以下の登録が行われていないこと。

「輸入申告等手作業移行」

「輸入申告等撤回」

「特例申告手作業移行」

「申告等種別コード」欄に「Y」の入力があった場合は、他法令手続の証明をシステムにより行う旨が登録されていないこと（Air-NACCSのみ）。

(4) 資金DBチェック

「領収確認（RCC）」業務が行われていないこと。

「減額調定・不納欠損登録（GFG）」業務が行われていないこと。

(5) 貨物情報関連チェック

以下の場合以外にチェックを行う。

BP承認後の場合

「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合

申告等種別が「T」または「V」の場合

郵便物である旨の入力がある場合

(A) Sea - NACCSの場合

入力されたB / L番号が貨物情報DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

なお、一括申告する場合は、入力されたB / L番号の仕分けの子でチェックを行う。

また、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、貨物情報DBに登録されている場合のみ行う。

(a) 輸入貨物であること。

(b) 他の輸入申告等がされていないこと。

(c) 入力された通関予定蔵置場に貨物が蔵置されていること。

ただし、予備申告に係る変更事項登録の場合は除く。

また、本船・ふ中扱い貨物の場合及び貨物到着前輸入申告扱いの場合は除く。

なお、複数のB / L番号が入力されている場合は、以下のすべてを満たすこと。

輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場に蔵置されている貨物が1つ以上あること。

すべての貨物が申告先税関の管轄する保税地域に蔵置されていること。

(d) 仕分けの親となっていないこと。

(e) 混載仕分けの親となっていないこと。

(f) 訂正保留中となっていないこと。

(g) 一括申告する場合は、仕分けの子が5 B / L以下であること。

(h) 以下の登録がされていないこと。

「廃棄届受理」

「亡失届受理」

「滅却承認」

「現場収容」

「税関内収容」

「その他の搬出承認」

(i) 貨物手作業移行されていないこと。

(j) 削除対象となっていないこと。

(k) コンテナ扱いで通関する場合は、デバンニングされていないこと。

(l) 貨物情報DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されていた場合は、同一の本船・ふ中扱い承認申請番号が入力されていること。

(m) 他所蔵置場所で通関する場合は以下のチェックを行う。

< A > 輸入申告等（予備申告を除く。）が行われている場合は、以下のチェックを行う。

貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。

貨物情報DBと同一の他所蔵置許可申請番号が入力されていること。

本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。

< B > 予備申告中の場合で、他所蔵置許可申請番号が入力された場合は、貨物情報DBに登録されている他所蔵置許可申請番号と一致すること。

(n) 「通関予定蔵置場コード」欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

混載貨物でないこと。

コンテナ詰貨物であること。

仮陸揚貨物でないこと。

船卸確認登録が行われていないこと。

システム外搬入貨物でないこと。

「積荷目録情報登録(MFR)」業務で登録されたコンテナオペレーション会社コードが「9999」でないこと。

- (o) 「通関予定蔵置場コード」欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。
- < A > 予備申告中の場合で、「船(取)卸港コード」欄に入力された項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致する場合は、仮陸揚貨物でないこと。
 - < B > 通常申告または本申告後の場合は、仮陸揚貨物でないこと。
 - < C > 仮陸揚貨物でない場合は、以下のチェックを行う。
 - 船卸確認登録が行われていないこと。
 - システム外搬入貨物でないこと。
 - 混載子B/Lの場合は、対象の混載親B/Lの船卸確認登録が行われていないこと。
- (p) 「貨物個数」欄に入力された項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。
- (q) 「積載船舶コード」欄に入力された項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。
ただし、「通関予定蔵置場コード」欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合で、仮陸揚貨物である場合を除く。
- (r) 「船(取)卸港コード」欄に入力された項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。
ただし、「通関予定蔵置場コード」欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合で、仮陸揚貨物である場合を除く。
- (s) 「コンテナ扱い本数」欄に入力された項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。
ただし、予備申告に係る変更事項登録の場合は、「コンテナ扱い本数」欄に入力された項目が、貨物情報DBに登録されている内容以下の値であること。
- (t) 「一括申告等識別」欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。
ただし、予備申告に係る変更事項登録の場合で、貨物が申告可能な蔵置状態でない場合は、チェックを行わない。
- < A > 予備申告に係る変更事項登録の場合
 - 「一括申告等識別」欄に「C」が入力されている場合は、コンテナ貨物のみであること。
 - 「一括申告等識別」欄に「M」が入力されている場合は、コンテナ詰めされていない貨物のみでないこと。
 - < B > 通常申告または本申告に係る変更事項登録の場合
 - 「一括申告等識別」欄に「C」が入力されている場合は、コンテナ貨物のみであること。
 - 「一括申告等識別」欄に「M」が入力されている場合は、コンテナ貨物とコンテナ詰めされていない貨物が混在していること。
 - 「一括申告等識別」欄に「L」が入力されている場合は、コンテナ詰めされていない貨物のみであること。
- (u) 複数のB/L番号が入力されている場合は、以下のチェックを行う。
ただし、予備申告に係る変更事項登録の場合は、チェックを行わない。
「一括申告等識別」欄が入力されている場合は、分散蔵置していること。
「一括申告等識別」欄が入力されていない場合は、分散蔵置していないこと。
- (B) Air-NACCSの場合
入力されたAWB番号が輸入貨物情報DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。
また、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、輸入貨物情報DBに登録されている場合のみ行う。
- (a) ULDでないこと。
 - (b) MAWBでないこと。
 - (c) 一般仮陸揚貨物でないこと。
 - (d) 仮・仮貨物でないこと。

- (e) 国外向け機移し貨物でないこと。
- (f) 他空港向一括保税運送仮陸揚貨物でないこと。
- (g) システム外向けの他空港向一括保税運送貨物でないこと。
- (h) HAWBの場合は、入力されたMAWB番号と輸入貨物情報DBに登録されているMAWB番号が同一であること。
ただし、予備申告中の場合は、入力がある場合のみチェックを行う。
- (i) AWBの場合は、MAWB番号の入力がされていないこと。
- (j) 他の輸入申告等がされていないこと。
- (k) 輸入マニフェスト通関申告がされていないこと。
- (l) 機用品蔵入承認申請がされていないこと。
- (m) 以下の登録がされていないこと。
 - 「外貨機用品積込承認（個別）」
 - 「外貨船用品積込承認」
 - 「廃棄届受理」
 - 「滅却承認」
 - 「亡失届受理」
 - 「保税運送承認」
 - 「税関内収容」
 - 「現場収容」
 - 「登録情報削除承認」
- (n) 貨物手作業移行されていないこと。
- (o) 積戻し貨物としての仕分けまたは仕合せがされていないこと。
- (p) 仕分け親でないこと。
- (q) システム外の保税蔵置場への保税運送申告がされていないこと。
- (r) 到着即時輸入許可貨物の場合で、本申告自動起動後の変更の場合は、以下の条件（以下、「突合」という。）を満たしていること。
 - 通関予定蔵置場に全量蔵置されていること。
 - ただし、HAWBの場合で、通関予定蔵置場が「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務を不要として登録されている場合は除く。
 - スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。
 - ただし、スプリット情報仕分けされた貨物は除く。
- (s) 入力された以下の内容と輸入貨物情報DBに登録されている内容が同一であること。
 - 貨物個数
 - 貨物重量（グロス）
 - 積載船（機）名（予備申告中の場合は、入力がある場合のみチェックを行う。）
 - 入港年月日（予備申告中の場合は、入力がある場合のみチェックを行う。）
 - 船（取）卸港コード（予備申告中の場合は、入力がある場合のみチェックを行う。）
- (t) 輸入貨物情報DBに登録されている以下の内容に不明なものがないこと。
 - 積載船（機）名
 - 入港年月日（HAWBの場合で、通関予定蔵置場がHPK業務を不要として登録されている場合は除く。）
 - 船（取）卸港コード

- (u) 入力された積載船(機)名、入港年月日及び船(取)卸港コード(以下、「積載機情報」という。)と輸入貨物情報DBに登録されている積載機情報が同一であること。
なお、スプリット貨物である場合は、輸入貨物情報DBに登録されている複数の積載機情報のいずれかと同一であること。
- (v) 他所蔵置場所で通関する場合は以下のチェックを行う。
< A > 輸入申告等(予備申告を除く。)が行われている場合は、以下のチェックを行う。
輸入貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。
輸入貨物情報DBと同一の他所蔵置許可申請番号が入力されていること。
本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。
< B > 予備申告中の場合で、他所蔵置許可申請番号が入力された場合は、輸入貨物情報DBに登録されている他所蔵置許可申請番号と一致すること。
- (w) 「通関予定蔵置場コード」欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。
ただし、輸入申告等(予備申告を除く。)が行われている場合は除く。
< A > AWBの場合
「AWB情報登録(輸入)(ACH)」業務等が行われていないこと。
< B > HAWBの場合
< a > 以下のいずれかの条件を満たすこと。
HAWBについて、「HAWB情報登録(輸入)A(HCH)」業務等が行われていないこと。
MAWBについて、ACH業務等が行われていないこと。
< b > MAWBについて、「ULD引取情報登録(UDA01)」業務実施済みの旨が登録されていないこと。
< c > HAWBについて、HPK業務等が行われていないこと。
- (x) 「通関予定蔵置場コード」欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。
< A > AWBの場合は、以下のチェックを行う。
< a > スプリット貨物でないこと。
< b > 「貨物確認情報登録(PKG)」業務が行われていないこと。
< c > 「搬入確認登録(システム対象外保税運送)(OIN)」業務が行われていないこと。
< d > 輸入申告等(予備申告を除く。)が行われている場合は、以下の条件を全て満たすこと。
ADM01業務またはACH業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物として登録されていること。
ADM01業務またはACH業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の登録がされていないこと。
< B > HAWBの場合は、以下のチェックを行う。
< a > HAWBについて、以下のチェックを行う。
スプリット貨物でないこと。
HPK業務が行われていないこと。
< b > MAWBについて、以下のチェックを行う。
(ア) UDA01業務実施済みの旨が登録されていないこと。
(イ) PKG業務及びOIN業務が行われていないこと。
< c > 輸入申告等(予備申告を除く。)が行われている場合は、以下の条件を全て満たすこと。
(ア) HAWBについて、HCH01業務が行われていること。

(イ) MAWBについて、以下のチェックを行う。

ADM01業務またはACH業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物として登録されていること。

ADM01業務またはACH業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の登録がされていないこと。

ADM01業務またはACH業務により、運送種別が未定の旨が登録されていないこと。

(6) 積荷目録管理DBチェック (Sea - NACCSのみ)

「通関予定蔵置場コード」欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、「到着確認登録 (PID)」業務が行われていないこと。

ただし、以下の場合は、チェックを行わない。

BP承認後の場合

申告等種別が「T」または「V」の場合

(7) 本船・ふ中扱い承認申請DBチェック (Sea - NACCSのみ)

システムで払い出された本船・ふ中扱い承認申請番号が入力された場合は、以下のチェックを行う。

ただし、BP承認後の場合または申告等種別が「T」または「V」の場合は、チェックを行わない。

(A) 入力された本船・ふ中扱い承認申請番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに存在すること。

(B) 入力された以下の項目が、本船・ふ中扱い承認申請DBに登録されている内容と一致すること。

「B/L番号/AWB番号」欄

「輸入者コード」欄の先頭8桁

「積載船舶コード」欄

(8) 保税地域関連チェック

(A) 「蔵入等先保税地域コード」欄について、以下のチェックを行う。

申告等種別が「A」の場合は、総合保税地域に対応するコードの入力があること。

申告等種別が「G」の場合は、保税展示場に対応するコードの入力があること。

(B) 「通関予定蔵置場コード」欄について、以下のチェックを行う。

ただし、BP承認後の場合または申告等種別が「T」または「V」の場合は、チェックを行わない。

申告等種別が「B」または「E」の場合は、総合保税地域に対応するコードの入力があること。

本船・ふ中扱い承認申請番号を入力した場合は、本船・ふ中に対応するコードの入力があること。

申告等種別が「C」、「F」、「H」、「N」、「J」及び「P」以外の場合は、本船・ふ中に対応するコードの入力がないこと。

申告等種別が「G」の場合は、到着即時輸入申告扱いに対応するコードの入力がないこと。

申告等種別が「H」、「N」、「J」、「P」、「T」及び「V」以外の場合は、貨物到着前輸入申告扱いに係るコードの入力がないこと。

「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合または郵便物である旨の入力がある場合は、到着即時輸入申告扱いに対応するコード及び貨物到着前輸入申告扱いに係るコードの入力がないこと。

申告等種別が「S」、「M」、「A」及び「G」以外の場合で、「蔵入等先保税地域コード」欄に入力がある場合は、到着即時輸入申告扱いまたは貨物到着前輸入申告扱いに対応するコードの入力があること (Air - NACCSのみ)。

申告等種別が「Y」の場合は、他所蔵置場所に対応するコードの入力がないこと (Air - NACCSのみ)。

(9) 特別緊急関税対象品目関連チェック

: チェックを行う、 - : 対象外

項番	チェック	申告等種別							
		C F	Y	H N	J P	T V	SM AG	KDU LBE	
1	特別緊急関税対象の品目である場合は、チェック対象日 ^{*1} における輸入数量が輸入基準数量を超えていないこと。 ^{*2}								
2	特別緊急関税対象の品目である場合は、チェック対象日における課税価格が発動基準価格を下まわっていないこと。 ^{*2}								
3	入力された品目コードが特別緊急関税対象の品目でないこと。 ただし、入力された品目コードが6桁の場合は、チェックを行わない。								

(* 1) 輸入等申告日 (予備申告中の場合または蔵出・移出・総保出輸入申告の場合は本業務が入力された日、B P 承認後の蔵出・移出・総保出輸入申告の場合はB P 承認日) (以下、「チェック対象日」という。)

(* 2) チェックの許容範囲は別途税関が定める。

また、自由貿易協定適用の場合に、入力された品目コードが特別緊急関税対象の品目であっても、システムに特別緊急関税対象品目チェック不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

(10) 輸出入者関連チェック

「輸入者コード」欄に入力された輸入者コードで以下のチェックを行う。

(A) 輸入者コードが国内用輸出入者D B に存在すること。

(B) たばこ特定販売業者チェック

「内国消費税等種別コード」欄にたばこ特定販売業者用のコードが入力された場合は、たばこ特定販売業者として国内用輸出入者D B に登録されている輸入者であること。

たばこ特定販売業者として国内用輸出入者D B に登録されている輸入者であり、かつ、「内国消費税等種別コード」欄にたばこ税及びたばこ特別税に対応するコードの入力がある場合は、「内国消費税等種別コード」欄はたばこ特定販売業者用のコードであること。

(C) 航空運送事業者チェック

当該貨物がS e a - N A C C S の航空貨物またはA i r - N A C C S の貨物であり、かつ、以下のいずれかに該当する場合は、航空運送事業者として国内用輸出入者D B に登録されている輸入者であること。

「運賃区分コード」欄に「関税込率法施行令第1条の13第2項第3号に掲げる航空機用品等」に対応するコードの入力がある場合。

「輸入貿易管理令別表コード」欄に「別表1の7」に対応するコードの入力がある場合。

(D) 申告等種別が「H」または「J」の場合は、本業務が入力された日において特例輸入者であること。

ただし、通常申告または本申告後の場合は、チェックを行わない。

(11) 保険関連チェック

「保険区分コード」欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

「包括保険登録番号」欄に入力された包括保険登録番号が保険D B に存在すること。

チェック対象日が保険D B に登録されている有効期限内であること。

入力された輸入者または輸入取引者の先頭8桁が保険D B に登録されている輸入者コードの先頭8桁と同一であること。

(12) 輸入包括評価申告関連チェック

「包括評価申告受理番号」欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

(A) 存在チェック

入力された包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告DBに存在すること。

(B) 有効期限チェック

チェック対象日が輸入包括評価申告DBに登録されている有効期限内であること。

(C) 名義人チェック

入力された輸入者または輸入取引者の先頭8桁が輸入包括評価申告DBに登録されている輸入者コードの先頭8桁と同一であること。

(D) 補正区分コードチェック

輸入包括評価申告DBに登録されている補正区分コードがB P承認申請に対応するコードのとき、「B P申請事由コード」欄に入力があること。

輸入包括評価申告DBに登録されている補正区分コードがI P承認または標準式に対応するコードのとき、「評価補正区分コード」欄に補正額を加算または補正額を減算に対応するコードの入力がないこと。

輸入包括評価申告DBに登録されている補正区分コードが非標準式に対応するコードのとき、「評価補正区分コード」欄にI P承認、補正額を加算または補正額を減算に対応するコードの入力があること。

輸入包括評価申告DBに登録されている評価補正基礎価格条件コードが「C I F」または「C & I」であり、かつ、「包括保険登録番号」欄に包括保険登録番号の入力がある場合は、包括保険登録番号に係る保険DBに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていないこと。

(E) 補正可否チェック

輸入包括評価申告DBに登録されている補正区分コードが標準式に対応するコードである場合は、以下の欄の入力により補正額が算出できること。

「インボイス価格区分コード」欄

「インボイス価格条件コード」欄

「インボイス通貨コード」欄

「インボイス価格」欄

「運賃区分コード」欄

「運賃通貨コード」欄

「運賃」欄

「保険区分コード」欄

「保険通貨コード」欄

「保険金額」欄

「包括保険登録番号」欄

「評価補正区分コード」欄

「評価補正基礎額通貨コード」欄

「評価補正基礎額」欄

(F) 運賃特例入力時の補正基礎価格条件チェック

当該貨物がSea - NACCSの航空貨物またはAir - NACCSの貨物の場合で、かつ、「運賃区分コード」欄に「運賃特例（関税定率法施行令第1条の13第2項第6号に掲げる遅延貨物は除く。）」に対応するコードの入力がある場合は、輸入包括評価申告DBに登録されている評価補正基礎価格条件コードは「I P」、「F O B」、「F A S」または「E X W」であること。

(13) 輸入包括審査関連チェック

「輸入承認証番号等」欄に包括審査扱い受理番号の入力がある場合は、以下のチェックを行う。
入力された包括審査扱い受理番号及び「品目コード」欄に入力された品目コードが輸入包括審査DBに登録されていること。

チェック対象日が輸入包括審査DBに登録されている有効期限内であること。

入力された輸入者と輸入包括審査DBに登録されている名義人が同一であること。

入力された他法令コードと輸入包括審査DBに登録されている他法令コードが同一であること。

あて先官署と輸入包括審査DBに登録されている取扱い官署が同一であること。

(14) 原産地関連チェック

(A) 「原産地コード」欄に入力されたコードに対応する原産地がシステムに登録されていること。

(B) 「原産地証明書識別」欄に特恵用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、チェック対象日において特恵税率が適用可能な原産地の入力であること。

(C) 「原産地コード」欄に輸入の承認を受けなければならない原産地が入力された場合は、以下のチェックを行う。

「輸入貿易管理令別表コード」欄に入力がないこと。

「輸入承認証添付識別」欄に入力があることまたは「輸入承認証等識別」欄に「支払手段等の輸入許可証」に対応するコードの入力があること。

(D) 「BP申請事由コード」欄に「関税割当証明書申請中（FTA用）」または「関税割当提出猶予（FTA用）」に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

「原産地コード」欄に「FTA（バイ協定）締結国」または「FTA（マルチ協定）締結国」に対応するコードの入力があること。

「原産地コード」欄に「FTA（バイ協定）締結国」または「FTA（マルチ協定）締結国」に対応するコード以外の入力がないこと。

関税割当証明書提出猶予承認申請の根拠となる法令が2種類以下であること。

(E) 「原産地証明書識別」欄に「原産地証明書提出猶予申請を行う貨物」に対応するコードの入力がある場合、BP承認申請の場合は、「BP申請事由コード」欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力があること。

(F) 「原産地証明書識別」欄に「原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う貨物（FTA用）」に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

「原産地証明書識別」欄がバイ協定用のコードの場合は、「原産地コード」欄に「FTA（バイ協定）締結国」に対応するコードの入力があること。

「原産地証明書識別」欄がマルチ協定用のコードの場合は、「原産地コード」欄に「FTA（マルチ協定）締結国」に対応するコードの入力があること。

BP承認申請の場合は、「BP申請事由コード」欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力があること。

(G) BP承認後の場合は、「原産地証明書識別」欄に「原産地証明書提出猶予申請を行う貨物」に対応するコード及び「原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う貨物（FTA用）」に対応するコードの入力がないこと。

(15) 特恵例外関連チェック

「原産地コード」欄及び「原産地証明書識別」欄に特恵税率が適用可能な原産地及び原産地証明書に対応するコードの入力があり、かつ、「原産地コード」欄及び「品目コード」欄に入力された原産地及び品目コードが特恵例外DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がない場合は、チェック対象日が特恵停止期間内でないこと。

「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合は、チェック対象日及び「最初蔵入等承認年月日」欄に入力された日が特恵停止期間内でないこと。

(16) 輸入品目関連チェック

(A) 「品目コード」欄に入力された品目コードが9桁の場合は、以下のチェックを行う。

：チェックを行う、 - ：対象外

項番	チェック	申告等種別						
		C F	Y	H N	J P	T V	SM AG	KDU LBE
1	存在チェック 入力された品目コードが輸入品目DBに存在すること。							
2	有効期限チェック チェック対象日が輸入品目DBに登録されている有効期限内であること。							
3	統計計上識別チェック 輸入品目DBに金統計計上である旨の登録がされている場合は、「NACCS用コード」欄に「自国産品の再輸入貨物である場合」に対応するコードの入力がないこと。							
4	関税減免税チェック 輸入品目DBに関税減免税コードが登録されている場合は、入力された関税減免税コードと同一であること。 ^{*3}							
5	関税定率法第14条第18号適用品目チェック 関税定率法第14条第18号が適用される品目コードの入力がないこと。							
6	課税価格の総額チェック 輸入品目DBに課税価格の総額をチェックすべき品目である旨が登録されている場合は、当該輸入申告等に係る課税価格の合計が定められた金額以下であること。							
7	INN品目チェック 輸入品目DBにINN品目である旨の登録がされている場合は、「原産地コード」欄及び「原産地証明書識別」欄に協定税率が適用可能な原産地及び原産地証明書識別コードが入力されていること。							
8	原産地証明書識別チェック 「原産地証明書識別」欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた物品で特恵用原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、輸入品目DBに特恵用原産地証明書不要である旨の登録がされていること。							
9	自国関与例外品目チェック 輸入品目DBに自国関与例外品目である旨の登録がされている場合は、「原産地証明書識別」欄に「自国関与品で特恵用原産地証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。							
10	内国消費税等分類チェック							
	輸入品目DBに内国消費税等種別コードが登録されている場合は、入力された内国消費税等種別コードの上位1桁と同一であること。 ^{*4}							

項番	チェック	申告等種別						
		C F	Y	H N	J P	T V	SM AG	KDU LBE
	「蔵置種別等コード」欄に製造場からの酒類の輸入申告等を行う旨が入力された場合で、輸入品目DBに内国消費税等種別コードが登録されている場合は、登録されているコードが「L」であること。							
11	消費税課税・非課税チェック							
	輸入品目DBに消費税が課税される旨の登録がされている場合は、消費税用の内国消費税等種別コードが入力されていること。							
	輸入品目DBに消費税が非課税である旨の登録がされている場合は、消費税用の内国消費税等種別コードが入力されていないこと。							
12	品目適用条件チェック 輸入品目DBに単位あたりの課税価格、重量等の適用条件が登録されている場合は、適用条件範囲内であること。							
13	特惠適用チェック							
	チェック対象日 ^{*5} において輸入品目DBに特惠税率の登録がされていない場合は、「原産地証明書識別」欄に特惠用の原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。							
14	シーリング方式税率適用不可チェック					-		
	管理方式がシーリング方式の特惠税率（特別特惠税率を除く。）が適用される場合は、「通関予定蔵置場コード」欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がないこと。							

(* 3) 輸入品目DBに関税減免税コードの入力が必要と登録されている場合であっても、自由貿易協定に基づく税率が適用され、システムに関税減免税コードの入力が不要と登録されている品目の場合は、チェックを行わない。

(* 4) 消費税用の内国消費税等種別コードが入力された場合は、チェックを行わない。

(* 5) 「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合は、「最初蔵入等承認年月日」欄に入力された日でチェックを行う。

(B) 「品目コード」欄に入力された品目コードが6桁の場合は、以下のチェックを行う。

: チェックを行う、 - : 対象外

項番	チェック	申告等種別						
		C F	Y	H N	J P	T V	SM AG	KDU LBE
1	存在チェック 入力された品目コードが輸入品目6桁DBに存在すること。 ただし、通常申告または本申告後の場合は、チェックを行わない。					-		

(17) 関税減免税関連チェック

「関税減免税コード」欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

なお、申告等種別が「Y」の場合で、入力された品目コードの先頭2桁が「98」の場合は、適用する関税減免税コードをシステムで補完した後にチェックを行う。

: チェックを行う、 - : 対象外

項番	チェック	申告等種別							
		C	Y	H	J	T	SM	KDU	
		F		N	P	V	AG	LBE	
1	存在チェック 入力された関税減免税コードが輸入関税減免税コードDBに存在すること。								
2	有効期限チェック チェック対象日が輸入関税減免税コードDBに登録されている有効期限内であること。								
3	MDA該当チェック 「関税減免税コード」欄にMDA該当である旨のコードの入力がある場合は、「申告貨物識別」欄にMDAに対応するコードの入力があること。 ^{*6}								
4	統計計上除外チェック 輸入関税減免税コードDBに統計計上除外貨物入力不可の旨が登録されている場合は、「NACCS用コード」欄に「統計基本通達21-2(普通貿易統計計上除外貨物)に掲げる貨物」に該当する品目に対応するコードの入力がないこと。								
5	適用品目チェック								
	少額貨物の簡易税率適用品目コードの入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに減税・控除である旨の登録がされていること。								
	「内国消費税等種別コード」欄に不当廉売関税に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。								
	輸入関税減免税コードDBに減税・控除である旨の登録がされていないこと。								
6	入力形式チェック								
	関税が無税の場合は、輸入関税減免税コードDBに免税または減税・控除である旨の登録がされていないこと。 ^{*7}								
	関税が無税の場合は、「関税減税額」欄に入力がないこと。								
	「関税減税額」欄に入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに減税・控除である旨の登録がされていること。								
7	内国消費税等減免税チェック								
	輸入関税減免税コードDBに内国消費税等減免税コードが登録されている場合は、以下のいずれかに合致すること。								
	入力された内国消費税等減免税コードと同一であること。								

項番	チェック	申告等種別						
		C F	Y	H N	J P	T V	SM AG	KDU LBE
	「内国消費税等減免税コード」欄に入力がないこと。							
	「内国消費税等種別コード」欄に報復関税、相殺関税または対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。							
	輸入関税減免税コードDBに軽減税率である旨の登録がされていないこと。							
	輸入関税減免税コードDBに内国消費税等減免税コードが登録されていること。							
	関税を免税にする旨の入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに登録されている内国消費税等減免税コードは免税であること。							
	関税を減税・控除にする旨の入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに登録されている内国消費税等減免税コードは減税・控除であること。							
8	B P承認申請競合チェック 関税定率法第17条第1項（再輸出免税）用の関税減免税コードの入力がある場合は、「B P申請事由コード」欄に入力がないこと。							
9	原産地証明書識別チェック 関税暫定措置法第8条に係る関税減免税コードの入力がある場合は、「原産地証明書識別」欄に特惠に係る原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。							
10	一般申告対象外コードチェック 入力された関税減免税コードが一般申告対象外としてシステムに登録されていないこと。							
11	特例申告対象外コードチェック 入力された関税減免税コードが特例申告対象外としてシステムに登録されていないこと。							

(* 6) 申告等種別が「 F 」の場合は、チェックを行わない。

(* 7) 「内国消費税等種別コード」欄に報復関税、相殺関税または対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、チェックを行わない。

(18) 内国消費税等種別関連チェック

「内国消費税等種別コード」欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

なお、申告等種別が「 Y 」の場合で、入力された品目コードの先頭 2 桁が「 9 8 」以外の場合は、消費税に係る内国消費税等種別コードをシステムで補完した後にチェックを行う。

入力された内国消費税等種別コードが内国消費税等種別 DB に存在すること。

チェック対象日が内国消費税等種別 DB に登録されている有効期限内であること。

内国消費税等種別 DB にアルコール度数の適用範囲が登録されている場合（酒税）は、「内国消費税等種別コード」欄に入力されたアルコール度数は適用範囲内であること。

(19) 内国消費税等減免税関連チェック

: チェックを行う、 - : 対象外

項番	チェック	申告等種別						
		C F	Y	H N	J P	T V	SM AG	KDU LBE
1	存在チェック 入力された内国消費税等減免税コードがシステムに登録されていること。							

項番	チェック	申告等種別						
		C F	Y	H N	J P	T V	SM AG	KDU LBE
2	有効期限チェック チェック対象日が登録されている有効期限内であること。							
3	入力形式チェック							
	「内国消費税等減免税コード」欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、「内国消費税等減税額」欄に入力がないこと。							
	「内国消費税等減免税コード」欄に減税・控除である旨のコードの入力がある場合は、「内国消費税等減税額」欄に入力があること。							
	「内国消費税等減免税コード」欄に石油石炭税特例納付である旨のコードの入力がある場合は、「内国消費税等減税額」欄に入力がないこと。							
	「内国消費税等減免税コード」欄に不当廉売関税用の免税である旨のコードの入力がある場合は、「関税減免税コード」欄に入力があること。							
	「内国消費税等減免税コード」欄に報復関税用、相殺関税用または対抗関税用のコードの入力がある場合は、「関税減免税コード」欄に入力があること。							
4	石油石炭税特例納付チェック 「内国消費税等減免税コード」欄に石油石炭税特例納付用に対応するコードの入力がある場合は、石油石炭税が課税されるすべての欄の「内国消費税等減免税コード」欄に石油石炭税特例納付に対応するコード以外に入力がないこと。							
5	B P承認申請競合チェック 「内国消費税等減免税コード」欄に輸徴法第13条第1項第4号（以下、関税定率法第17条第1項を含め再輸出免税という。）用の内国消費税等減免税コードの入力がある場合は、「B P申請事由コード」欄に入力がないこと。							
6	一般申告対象外コードチェック 入力された内国消費税等減免税コードが一般申告対象外としてシステムに登録されていないこと。							
7	特例申告対象外コードチェック 入力された内国消費税等減免税コードが特例申告対象外としてシステムに登録されていないこと。							

(20) 口座関連チェック

「口座番号」欄に入力があった場合は、以下のチェックを行う。

入力された口座番号が口座DBに存在すること。

入力された口座番号が通関業者口座の場合は、申告等予定者または入力者（申告等予定者の入力がない場合）が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。

入力された口座番号が輸入者口座の場合は、輸入者または輸入取引者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。

(21) 担保関連チェック

「担保登録番号」欄に担保登録番号の入力がある場合または既に輸入申告DBに担保登録番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

ただし、BP承認済の場合は、チェックを行わない。

なお、以下の条件を満たす場合は、個別担保を輸入（引取）申告用の担保として扱う。

申告等種別が「J」、「P」、「T」または「V」である

「担保登録番号の繰返し2回目、個別担保の両方に登録がある」または「個別担保のみに登録がある」

「あて先官署コードと特例申告あて先官署コードが異なる場合で、個別担保の登録があて先官署で行われている場合」または「あて先官署コードと特例申告あて先官署コードが同じ場合で、輸入（引取）申告用の担保提供原因のみが登録されている場合」

:チェックを行う、- :対象外

項番	チェック	申告等種別							
		C F	Y	H N	J P	T V	SM AG	KDU LBE	
1	存在チェック 入力された担保登録番号が担保DBに存在すること。								
2	担保種別チェック 担保登録番号の入力がある場合は、担保DBに据置担保である旨の登録がされていること。								
3	担保提供者チェック								
	輸入（引取）申告用の担保としてチェックする場合は、入力された輸入者の先頭8桁が担保DBに登録されている担保提供者コードと同一であるか、または輸入者の先頭8桁が担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに登録されていること。								
	入力された輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭8桁、入力者が担保DBに登録されている担保提供者コードと同一であるか、または輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭8桁が担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに登録されていること。 ただし、輸入（引取）申告用の担保としてチェックする場合は、当該チェックは行わない。								
	担保DBに使用可能通関業者が登録されている場合は、当該通関業者が入力者と同一であること。 ただし、輸入（引取）申告用の担保としてチェックする場合は、当該チェックは行わない。								
4	引落とし可能期間チェック 本業務が入力された日（申告等種別「T」または「V」の場合は、輸入申告DBに登録されている輸入（引取）許可年月日）が担保DBに登録されている引落とし可能期間内であること。								
5	担保提供原因チェック								
	担保DBに登録されている担保提供原因に係るチェック 「納期限延長コード」欄に包括納期限延長を使用する旨のコードの入力がある場合は、担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。*8								

項番	チェック	申告等種別	C	Y	H	J	T	SM	KDU	
		F		N	P	V	AG	LBE		
	「納期限延長コード」欄に個別納期限延長を使用する旨のコードの入力がある場合は、担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。*9									
	「B P申請事由コード」欄に入力がある場合は、担保DBにB P承認申請用の担保提供原因が登録されていること。*9									
	「関税減免税コード」欄に再輸出免税に対応するコードの入力がある場合または「内国消費税等減免税コード」欄に再輸出免税用の内国消費税等減免税に対応するコードの入力がある場合は、担保DBに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。*9									
	1回目の「担保登録番号」欄に入力がある場合は、1回目の「担保登録番号」欄に入力された担保登録番号にかかる担保DBに、輸入（引取）申告用の担保提供原因が登録されていること。									
	以下のいずれかの場合は、担保登録番号の繰返し1回目または個別担保に輸入（引取）申告用の担保提供原因が登録されていること。 申告等種別が「N」の場合で、邦貨換算後のインボイス価格の合計が201,000円以上 申告等種別が「P」の場合で、関税課税標準額の合計が201,000円以上									
	「納期限延長コード」欄に特例申告納期限延長を使用する旨のコードの入力がある場合は、1回目または2回目の「担保登録番号」欄に入力された担保登録番号にかかる担保DBに、特例申告納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。									
	「納期限延長コード」欄に入力されたコードに係るチェック									
	担保DBに包括納期限延長用のみの担保提供原因が登録されている場合は、「納期限延長コード」欄に包括納期限延長を使用する旨のコードの入力があること。*8									
	担保DBに個別納期限延長用のみの担保提供原因が登録されている場合は、「納期限延長コード」欄に個別納期限延長を使用する旨のコードの入力があること。*10									
	担保DBに特例申告に係る特例申告納期限延長用のみの担保提供原因が登録されている場合は、「納期限延長コード」欄に特例申告納期限延長を使用する旨のコードの入力があること。									
6	担保使用可能官署チェック									
	あて先税関官署において使用可能な担保であること。									
	特例申告あて先税関官署において使用可能な担保であること。									

(*8)以下の または の場合にチェックを行う。

(* 9) 以下の または の場合にチェックを行う。

(* 10) 以下の 、 または の場合にチェックを行う。

「担保登録番号」欄に1つの担保登録番号のみ入力がある場合。

「担保登録番号」欄に2つの担保登録番号の入力がある場合または「担保登録番号」欄に1つの担保登録番号の入力があり、かつ、輸入申告DBに担保登録番号(個別担保)が登録されている場合。

輸入申告DBに個別担保が登録されている場合。

(22) 共通管理番号関連チェック

他法令手続の証明をシステムにより行う旨を登録する場合または「共通管理番号」欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

複数のB/L番号の入力がないこと(S e a - N A C C Sのみ)。

他法令手続の証明をシステムにより行う旨を取消す場合は、入力された共通管理番号と輸入申告DBに登録されている共通管理番号が同一であること。

オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

(23) 特惠税率使用可否チェック

申告等種別が「T」または「V」の場合は、欄単位に以下のチェックを行う。

輸入(引取)申告時に管理方式がシーリング方式の特惠税率(特別特惠税率を除く。)が適用されている場合は、管理方式がシーリング方式の特惠税率(特別特惠税率を除く。)が適用されること。
輸入(引取)申告時に管理方式がシーリング方式の特惠税率(特別特惠税率を除く。)が適用されていない場合は、管理方式がシーリング方式の特惠税率(特別特惠税率を除く。)が適用されないこと。

(24) 特殊関税適用品目関連チェック

「内国消費税等種別コード」欄に不当廉売関税に対応するコードの入力がある場合は、「品目コード」欄に不当廉売関税適用品目の入力があること。

「内国消費税等種別コード」欄に緊急関税に対応するコードの入力がある場合は、「品目コード」欄に緊急関税適用品目の入力があること。

「内国消費税等種別コード」欄に報復関税に対応するコードの入力がある場合は、「品目コード」欄に報復関税適用品目の入力があること。

「内国消費税等種別コード」欄に相殺関税に対応するコードの入力がある場合は、「品目コード」欄に相殺関税適用品目の入力があること。

「内国消費税等種別コード」欄に対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、「品目コード」欄に対抗関税適用品目の入力があること。

入力された品目コードが緊急関税適用品目である場合は、「内国消費税等種別コード」欄に緊急関税に対応するコードの入力があること。

「内国消費税等種別コード」欄に緊急関税に対応するコードの入力がある場合は、「関税減免税コード」欄及び緊急関税に係る「内国消費税等減免税コード」欄に入力がないこと。

入力された品目コードが報復関税適用品目である場合は、「内国消費税等種別コード」欄に報復関税に対応するコードの入力があること。

(25) 自由貿易協定関連チェック

(A) 自由貿易協定適用可能原産地チェック

「原産地証明書識別」欄に自由貿易協定用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

ただし、自由貿易協定に基づく税率の管理方式が特殊なシーリング方式の場合で、最初蔵入等承認年月日における税率を適用する場合は、チェックを行わない。

自由貿易協定（バイ協定）用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、「原産地コード」欄に自由貿易協定（バイ協定）の適用可能な原産地の入力であること。

自由貿易協定（バイ協定）用原産地証明書識別コードの入力がある場合は、「原産地コード」欄に自由貿易協定（バイ協定）用原産地証明書の適用可能な原産地の入力であること。

自由貿易協定（マルチ協定）用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、「原産地コード」欄に自由貿易協定（マルチ協定）の適用可能な原産地の入力であること。

(B) 少額扱いの自由貿易協定の価格チェック

「原産地証明書識別」欄に少額扱いの自由貿易協定（バイ協定）の旨のコードが入力されている場合は、原産地ごとに自由貿易協定（バイ協定）が適用された課税価格の合計が適用条件の範囲内であること。

「原産地証明書識別」欄に少額扱いの自由貿易協定（マルチ協定）の旨のコードが入力されている場合は、原産地ごとに自由貿易協定（マルチ協定）が適用された課税価格の合計が適用条件の範囲内であること。

(C) 原産地証明書識別チェック

「原産地証明書識別」欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた物品で自由貿易協定に基づく原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、システムの自由貿易協定用の原産地証明書が不要である旨の登録がされていること。

(D) 自由貿易協定関税割当品目チェック

入力された品目コードが自由貿易協定関税割当品目である旨の登録がされている場合は、「原産地証明書識別」欄に「自由貿易協定関税割当品目で自由貿易協定関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力があること。

入力された品目コードが自由貿易協定関税割当品目である旨の登録がされていない場合は、「原産地証明書識別」欄に「自由貿易協定関税割当品目で自由貿易協定関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。

(E) 自由貿易協定に基づく税率の使用可否チェック

申告等種別が「T」または「V」の場合は、欄単位に以下のチェックを行う。

輸入（引取）申告時に管理方式が特殊なシーリング方式の自由貿易協定に基づく税率が適用されている場合は、管理方式が特殊なシーリング方式の自由貿易協定に基づく税率が適用されること。

輸入（引取）申告時に管理方式が特殊なシーリング方式の自由貿易協定に基づく税率が適用されていない場合は、管理方式が特殊なシーリング方式の自由貿易協定に基づく税率が適用されないこと。

(F) シーリング方式税率適用不可チェック

管理方式が特殊なシーリング方式の自由貿易協定に基づく税率が適用される場合は、「通関予定蔵置場コード」欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がないこと。

(26) MPN納付DBチェック

入力された申告等番号の納付方法がマルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）の場合で、審査終了済の場合は、以下のチェックを行う。

(A) 開庁時MPN消込（登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日にあたる場合は、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に起動されるMPN消込処理）の旨が登録されていないこと。

- (B) 当該申告等番号に係る納付番号の情報がA T M等のチャンネルで照会中でないこと。
- (27) インボイス・パッキングリストDBチェック
- 電子インボイス受付番号の入力があった場合は、以下のチェックを行う。
- ただし、通常申告または本申告後の場合は、電子インボイス受付番号が変更された場合のみチェックを行う。
- なお、B P承認後の場合または申告等種別が「T」または「V」の場合は、チェックを行わない。
入力された電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストDBに存在すること。
輸入インボイスであること。
他の輸入申告等（予備申告を除く。）で使用されていないこと。
- 「インボイス識別」欄に「C」の入力がある場合は、「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務または「インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録（IVB03）」業務がされていること。
- (28) C/O情報DBチェック
- 「輸入承認証等識別」欄に原産地証明書情報に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。
- 「輸入承認証番号等」欄に入力されたN - C/O番号が、C/O情報DBが存在すること。
入力者がC/O情報DBに登録されている通関業者と同一であること。
「輸入者コード」欄に入力された輸入者コードがC/O情報DBに登録されている輸入者と同一であること。
- 当該申告等番号がC/O情報DBに登録されていない場合、全欄全量完了でないこと。
- (29) その他のチェック
- 輸入申告等が行われている場合で、「JPY」以外の通貨コードが入力されている場合は、輸入等申告日に該当する換算レートがシステムに登録されていること。
- なお、輸入等申告日の換算レートがシステムに登録されていない場合は、通貨コードを「JPY」とし手計算による邦貨換算後の金額を入力する。
- 予備申告中の場合で、申告等予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。
- MDA貨物の場合のあて先官署は、MDA受付官署であること。
あて先官署は、輸入申告等受付官署であること。
- 1 欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。
- 「課税価格按分係数合計」欄に入力がある場合は、入力された値は「課税価格按分係数」欄に入力された按分係数の合計より大きいか等しいこと。
- 申告等種別が「S」、「M」、「A」または「G」の場合は、手計算により算出された課税価格のみの入力でないこと。
- 「蔵置種別等コード」欄に製造場からの酒類の輸入申告等を行う旨が入力された場合は、「内国消費税等種別コード」欄に関税、特殊関税及び消費税に係るコード以外の入力がないこと（Sea - N A C C Sのみ）。
- 予備申告中の場合で、入力されたAWB番号が輸入貨物情報DBに登録されていない場合は、「貨物個数」欄、「貨物重量（グロス）」欄、「重量単位コード（グロス）」欄及び「積出地コード」欄のすべてに入力があること（Air - N A C C Sのみ）。
- 「通関予定蔵置場コード」欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードまたは貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、保税地域DBに登録されている船（取）卸港と入力された船（取）卸港が同一であること。

入力されたAWB番号が仕分け後の貨物の場合は、「運賃区分コード」欄に運賃全額である旨のコードが入力されていないこと（Air-NACCSのみ）。

ただし、手計算による課税価格が全欄に入力されている場合、補正額に手計算による課税価格の総額が入力された場合または「課税価格按分係数合計」欄に入力がある場合（ただし、「課税価格按分係数合計」欄に入力された値と「課税価格按分係数」欄に入力された按分係数の合計が同じ場合を除く。）を除く。

「申告先種別コード」欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物（税関の一般執務時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。

他法令手続の証明をシステムにより行う旨を登録する場合は、食品衛生証明識別、植物防疫証明識別及び動物検疫証明識別に入力された他法令手続証明識別コードの合計が7以下であること。

「納期限延長コード」欄に「T」または「F」が入力された場合で、かつ、「内国消費税等種別コード」欄に酒税またはたばこ税及びたばこ特別税に係るコードが入力された場合は、関税、特殊関税、消費税に係るコード以外の入力がないこと。

「運賃区分コード」欄に運賃特例（関税込率法施行令第1条の13第2項第6号に掲げる遅延貨物は除く）に対応するコードの入力がある場合は、「インボイス価格条件コード」欄に「FOB」以外の入力がないこと。

「運賃区分コード」欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、「保険区分コード」欄に包括保険に対応するコードの入力がないこと。

「通関予定蔵置場コード」欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードまたは貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、あて先官署が、通関予定蔵置場の管轄税関官署と一致すること（Air-NACCSのみ）。

ただし、入力者が認定通関業者である場合で、あて先官署及び通関予定蔵置場の管轄税関官署が、同一空港グループの税関官署である場合を除く。

なお、BP承認後の場合または申告等種別が「T」または「V」の場合は、チェックを行わない。

5. 処理内容

: 処理を行う、 - : 対象外

項番	処理	申告等種別							
		C F	Y	H N	J P	T V	S M A G	K D U L B E	
1	入力チェック処理								
2	あて先官署及び特例申告あて先官署決定処理								
3	都道府県決定処理								
4	重量換算処理 (Air - N A C C Sのみ)								
5	邦貨換算処理								
6	課税価格算出処理								
7	関税課税標準数量換算処理								
8	関税課税標準決定処理								
9	関税率の決定 ^{*11}								
10	差額関税の税率端数処理								
11	関税額の算出 ^{*12}								
12	関税減免税処理								
13	内国消費税等課税標準数量の換算								
14	内国消費税等課税標準決定処理								
15	内国消費税等税額の算出 ^{*13}								
16	内国消費税等減免税処理								
17	統合処理 ^{*14}								
18	税額合計の算出								
19	担保額の算出								
20	統計計上処理 ^{*15}								
21	代表税番の設定処理 ^{*14}								
22	あて先部門の決定処理								
23	申告等番号の払出し処理								
24	共通管理番号関連処理								
25	開庁時申告情報の解除処理								
26	開庁時審査終了情報の解除処理								
27	開庁時保留解除情報の解除処理								
28	輸入申告D B処理								
29	担保回復処理								
30	担保引落とし処理								
31	資金D B処理								
32	M P N納付D B処理								
33	貨物情報関連処理								
34	インボイス・パッキングリストD B処理								
35	添付ファイル管理D B処理								
36	注意喚起メッセージ出力処理								
37	出力情報出力処理								

(* 1 1) 申告等種別が「 Y 」の場合と「 Y 」以外の場合では、処理内容が異なる。

(* 1 2) 申告等種別が「 S 」、「 M 」、「 A 」または「 G 」の場合は、内国消費税等の課税標準となる額を算出するため、関税額の仮計算を行う。

(* 1 3) 申告等種別が「 S 」、「 M 」、「 A 」または「 G 」の場合は、消費税以外の内国消費税等税額がある場合、消費税の課税標準となる額を算出するため、内国消費税等税額の仮計算を行う。

(* 1 4) 申告等種別が「 H 」、「 N 」の場合と「 H 」及び「 N 」以外の場合では、処理内容が異なる。

(* 1 5) 申告等種別が「 G 」、再蔵入承認申請、再移入承認申請及び再総保入承認申請の場合は、
処理を行わない。

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「 0 0 0 0 0 - 0 0 0 0 0 - 0 0 0 0 0 」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「 0 0 0 0 0 - 0 0 0 0 0 - 0 0 0 0 0 」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) あて先官署及び特例申告あて先官署決定処理

あて先官署は、当初の輸入申告等のあて先官署を引き継ぐ。

特例申告あて先官署は、輸入(引取)申告時のあて先官署を引き継ぐ。

ただし、「特例申告あて先官署」欄に入力がある場合は、入力された官署とする。

(3) 都道府県決定処理

「通関予定蔵置場コード」欄に入力されたコードに基づき都道府県を決定する。

(4) 重量換算処理(A i r - N A C C S のみ)

入力重量の単位が「 L B R (ポンド)」の場合は、「 K G M (キログラム)」換算をする。

換算式

$$\text{入力重量} \times 0.45359$$

(1 L B R = 0.45359 K G M とする)

端数処理

小数点以下2位を切り上げ、小数点以下1位が5以下の場合は5とし、6以上の場合は、1位へ繰り上げ0とする。

(例) 10.46 10.5

10.56 11.0

(5) 邦貨換算処理

「インボイス通貨コード」欄、「運賃通貨コード」欄、「保険通貨コード」欄、「評価補正基礎額通貨コード」欄及び「 F O B 通貨コード」欄に入力された通貨コードが「 J P Y 」以外の場合は、それぞれの価格等を邦貨に換算する。

(A) 処理条件

入力された通貨コードにより「税額計算用」換算レートを適用する。

申告等予定年月日が翌週の場合は、翌週の換算レートを適用する。

輸入申告等変更に係る変更事項登録の場合は、輸入等申告時の換算レートを適用する。

邦貨への換算は入力項目単位に行う。

(B) 換算式

$$\text{入力金額} \times \text{適用レート}$$

なお、換算の都度、円位未満を切り捨てる。

(6) 課税価格算出処理

(A) 課税価格合計の算出

(a) 全欄運賃特例以外の場合

< A > 「保険区分コード」欄が無保険に対応するコード以外の場合

< a > インボイス価格条件コードが C I F 価格の場合

「インボイス価格 + 運賃^{*16} + 補正額」を課税価格合計とする。

(* 1 6) 「運賃区分コード」欄に「インボイス等上の運賃より実際の運賃が上まわっているための差額運賃」に対応するコードの入力を伴って「運賃」欄に入力された運賃

< b > インボイス価格条件コードが C & F 価格の場合

「インボイス価格 + 運賃^{*16} + 保険料 + 補正額」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

(ア) 「保険区分コード」欄に個別の保険に対応するコードの入力がある場合

「保険金額」欄に入力された金額を保険料とする。

(イ) 「保険区分コード」欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合

保険 D B に評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されている場合

(インボイス価格 + 運賃^{*16} + 補正額) × 包括保険指数^{*17} を保険料とする。

保険 D B に評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていない場合

(インボイス価格 + 運賃^{*16}) × 包括保険指数^{*17} を保険料とする。

(*17) 保険 D B に登録されている包括保険指数。

ただし、求めた保険料が保険 D B に登録されている最低保険料より低い場合には、その最低保険料を保険料とする。

(ウ) 「保険区分コード」欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

保険料自動計算式^{*18}により算出された金額を保険料とする。

(*18) 税関長公示額における「通常要すると認められる保険料の額」に示される計算式に基づき、保険料自動計算適用管理 D B に登録されている「C & F 価格 + 補正額」の価格帯に応じた保険料自動計算式。

なお、「補正額の算出」において保険料自動計算式が用いられる場合は、補正額を 0 として自動計算式を適用し、補正額を算出する。

(エ) 「保険区分コード」欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードの入力がある場合

「保険金額」欄に入力された金額を保険料とする。

< c > インボイス価格条件コードが C & I 価格の場合

「インボイス価格 + 運賃^{*19} + 補正額」を課税価格合計とする。

(*19) 「運賃按分識別」欄に重量按分に対応するコードの入力がある場合の運賃は以下による。

入力された運賃 × (1 - $\frac{\text{重量按分の旨の入力がある欄の重量合計}}{\text{全欄の重量合計}}$) を運賃とする。

「運賃按分識別」欄に容量按分に対応するコードの入力された場合の運賃は以下による。

入力された運賃 × (1 - $\frac{\text{容量按分の旨の入力がある欄の容量合計}}{\text{全欄の容量合計}}$) を運賃とする。

< d > インボイス価格条件コードが F O B 価格の場合

「インボイス価格 + 運賃^{*19} + 保険料 + 補正額」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

(ア) 「保険区分コード」欄に個別の保険に対応するコードの入力がある場合

「保険金額」欄に入力された金額を保険料とする。

(イ) 「保険区分コード」欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合

保険 D B に評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されている場合

(インボイス価格 + 運賃 + 補正額) × 包括保険指数^{*17} を保険料とする。

保険 D B に評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていない場合

(インボイス価格 + 運賃) × 包括保険指数^{*17} を保険料とする。

- (ウ) 「保険区分コード」欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合
 保険料自動計算式^{*18}により算出された金額を保険料とする。
 なお、自動計算に用いるC & F価格は「インボイス価格+入力された運賃」とする。
- (エ) 「保険区分コード」欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードの入力がある場合
 「保険金額」欄に入力された金額を保険料とする。
- < B > 「保険区分コード」欄に無保険に対応するコードの入力がある場合
- < a > インボイス価格条件コードがC & F価格の場合
 「インボイス価格+運賃^{*16}+補正額」を課税価格合計とする。
- < b > インボイス価格条件コードがF O B価格の場合
 「インボイス価格+運賃^{*19}+補正額」を課税価格合計とする。
- (b) 全欄運賃特例の場合(貨物がSea-NACCSの航空貨物またはAir-NACCSの貨物で「運賃区分コード」欄に運賃特例(関税定率法施行令第1条の13第2項第6号に掲げる遅延貨物は除く)に対応するコードの入力がある場合)
- < A > 「運賃」欄に入力がなく、「運賃区分コード」欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合
- < a > 「保険区分コード」欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合
 運賃及び保険料自動計算式^{*20}により算出された金額を運賃及び保険料とし、「インボイス価格+運賃+保険料+補正額」を課税価格合計とする。
 (*20) 税関長公示額における「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」に示される計算式に基づき、運賃特例自動計算適用管理DBに登録されている「F O B価格+補正額」の価格帯に応じた運賃及び保険料自動計算式。
 なお、「補正額の算出」において運賃及び保険料自動計算式が用いられる場合は、補正額を0として自動計算式を適用し、補正額を算出する。
- < b > 「保険区分コード」欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードまたは「個別の保険」に対応するコードの入力がある場合
 運賃自動計算式^{*21}により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+入力された保険料+補正額」を課税価格合計とする。
 (*21) 税関長公示額における「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」に示される計算式に基づき、運賃特例自動計算適用管理DBに登録されている「F O B価格+補正額」の価格帯に応じた運賃自動計算式。
 なお、「補正額の算出」において運賃自動計算式が用いられる場合は、補正額を0として自動計算式を適用し、補正額を算出する。
- < c > 「保険区分コード」欄に「無保険」に対応するコードの入力がある場合
 運賃自動計算式^{*21}により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+補正額」を課税価格合計とする。
- < B > 「運賃」欄に入力がある場合
- < a > 「保険区分コード」欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合
 「運賃区分コード」欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。
 また、「運賃区分コード」欄に「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードの入力がある場合は、以下の を課税価格合計とする。
 運賃及び保険料自動計算式^{*20}により自動計算された金額を運賃及び保険料とし、「インボイス価格+運賃+保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

保険料自動計算式^{*18}により自動計算された金額を保険料とし、「インボイス価格+入力された運賃+保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

< b > 「保険区分コード」欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードまたは「個別の保険」に対応するコードの入力がある場合

「運賃区分コード」欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

また、「運賃区分コード」欄に「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードの入力がある場合は、以下の を課税価格合計とする。

運賃自動計算式^{*21}により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+入力された保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

「インボイス価格+入力された運賃+入力された保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

< c > 「保険区分コード」欄に「無保険」に対応するコードの入力がある場合

「運賃区分コード」欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

また、「運賃区分コード」欄に「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードの入力がある場合は、以下の を課税価格合計とする。

運賃自動計算式^{*21}により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+補正額」により算出された課税価格合計。

「インボイス価格+入力された運賃+補正額」により算出された課税価格合計。

< d > 「保険区分コード」欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合

「運賃区分コード」欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

「運賃区分コード」欄に「運賃率表等に基づき入力する」旨のコードの入力がある場合は、以下の を課税価格合計とする。

運賃自動計算式^{*21}により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

「インボイス価格+入力された運賃+保険料+補正額」により算出された課税価格合計。

なお、保険料は以下に求める。

(ア) 保険DBに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されている場合

(インボイス価格+入力された運賃+補正額)×包括保険指数^{*16}を保険料とする。

(イ) 保険DBに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていない場合

(インボイス価格+入力された運賃)×包括保険指数^{*16}を保険料とする。

(c) 「評価補正区分コード」欄に手計算による課税価格の総額に対応するコードが入力された場合は、「評価補正基礎額」欄に入力された金額を課税価格合計とする。

(B) 補正額の算出

(a) 「評価補正基礎額」欄に評価補正額が入力された場合

< A > 「評価補正区分コード」欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。

< B > 「評価補正区分コード」欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。

なお、補正額は負とする。

(b) 「評価補正区分コード」欄にIP是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。

(c) 「包括評価申告受理番号」欄に入力があり、かつ、「評価区分コード」欄に評価区分コードの入力がない場合（輸入包括評価申告DBに登録されている補正区分コードが「BP承認申請」の場合は、補正額の計算は行わない）

< A > 輸入包括評価申告DBに登録されている補正式が標準式で「補正基礎額×補正率」を補正額とする場合は、補正基礎額は以下により算出する。（以下、「補正基礎額算出処理」という。）

< a > 評価補正基礎価格条件がFOB価格の場合

インボイス価格条件コードがFOB価格の場合

「インボイス価格」を補正基礎額とする。

インボイス価格条件コードがFOB価格以外の場合

FOB価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

< b > 評価補正基礎価格条件がC&I価格の場合

インボイス価格条件コードがC&I価格の場合

「インボイス価格」を補正基礎額とする。

インボイス価格条件コードがFOB価格の場合

「インボイス価格+保険料^{*22}」を補正基礎額とする。

なお、「保険区分コード」欄に無保険に対応するコードが入力された場合はエラーとする。

(* 2 2) 「全欄運賃特例以外」、「「保険区分コード」欄が無保険に対応するコード以外」、「インボイス価格条件コードがFOB価格またはC&F価格」のすべてを満たす場合に算出した保険料。なお、「保険区分コード」欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、保険料自動計算式^{*18}により算出された金額を保険料とする。

インボイス価格条件コードがCIF価格またはC&F価格の場合

C&I価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

< c > 評価補正基礎価格条件がC&F価格の場合

インボイス価格条件コードがC&F価格の場合

「インボイス価格+運賃^{*16}」を補正基礎額とする。

インボイス価格条件コードがFOB価格の場合

「インボイス価格+運賃^{*19}」を補正基礎額とする。

インボイス価格条件コードがCIF価格またはC&I価格の場合

C&F価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

< d > 評価補正基礎価格条件がCIF価格の場合

インボイス価格条件コードがCIF価格の場合

「インボイス価格+運賃^{*16}」を補正基礎額とする。

インボイス価格条件コードがC&I価格の場合

「インボイス価格+運賃^{*19}」を補正基礎額とする。

インボイス価格条件コードがC&F価格の場合

「インボイス価格+保険料^{*22}」を補正基礎額とする。

インボイス価格条件コードがFOB価格の場合

「インボイス価格+運賃^{*19}+保険料^{*22}」を補正基礎額とする。

< e > 評価補正基礎価格条件がIP価格の場合

「インボイス価格」を補正基礎額とする。

< f > 評価補正基礎価格条件がFAS価格の場合

FAS価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

< g > 評価補正基礎価格条件がEXW価格の場合

EXW価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

- < B > 輸入包括評価申告 DB に登録されている補正式が標準式で「補正基礎額 1 × 補正率 1 + 補正基礎額 2 × 補正率 2」を補正額とする場合
補正基礎額 1 及び 2 は補正基礎額算出処理により算出する。
- < C > 輸入包括評価申告 DB に登録されている補正式が非標準式の場合
- < a > 「評価補正区分コード」欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
- < b > 「評価補正区分コード」欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
なお、補正額は負とする。
- < c > 「評価補正区分コード」欄に I P 是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。
- < D > 輸入包括評価申告 DB の評価結論が「 I P 是認」の場合は、補正額の計算は行わない。
- (d) 「包括評価申告受理番号」欄に入力があり、かつ、「評価区分コード」欄に評価区分コードの入力がある場合
- < A > 「評価補正区分コード」欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
- < B > 「評価補正区分コード」欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
なお、補正額は負とする。
- < C > 「評価補正区分コード」欄に I P 是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。
- (e) 「評価区分コード」欄に個別評価申告を適用するものに対応するコードの入力がある場合
- < A > 「評価補正補正式」欄に「標準式」の入力がある場合
「補正基礎額 × 補正率」を補正額とする。
補正基礎額は補正基礎額算出処理により算出する。
- < B > 「評価補正補正式」欄に入力がない場合
- < a > 「評価補正区分コード」欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
- < b > 「評価補正区分コード」欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
なお、補正額は負とする。
- < c > 「評価補正区分コード」欄に I P 是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。
- (C) 欄単位の課税価格の算出
- (a) 「課税価格」欄に手計算により算出した課税価格が入力された場合
「課税価格」欄に入力された金額を課税価格とする。
- (b) 「課税価格按分係数」欄に按分係数の入力がある場合
$$\frac{\text{課税価格合計}^{*23} \times \text{入力された課税価格按分係数}}{\text{課税価格按分係数合計}^{*24}} \quad \text{課税価格とする。}$$
- (* 2 3) 前述の課税価格合計の算出により求められた課税価格合計とする。
- (* 2 4) 課税価格按分係数合計は以下により決定する。
「課税価格按分係数合計」欄に入力がない場合は、課税価格按分係数が入力された欄の按分係数の合計とする。
「課税価格按分係数合計」欄に入力がある場合は、「課税価格按分係数合計」欄に入力された課税価格按分係数合計とする。

(c) 「課税価格按分係数」欄及び「課税価格」欄に入力がない場合(欄数が1欄の場合に限る。)
算出した課税価格合計を課税価格とする。

(D) 端数処理

発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(7) 関税課税標準数量換算処理

(A) 換算処理

従量税率を適用する場合は、「数量(1)」欄または「数量(2)」欄を関税課税標準数量単位に基づき関税課税標準数量に換算する。

ただし、「数量(1)」欄及び「数量(2)」欄いずれも換算可能な場合は「数量(1)」欄により換算を行う。

(B) 端数処理

(a) 酒税、揮発油税・地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税が課税される場合

酒税.....10ミリリットル位未満切り捨て

揮発油税・地方揮発油税.....リットル位未満切り捨て

石油ガス税.....キログラム位未満切り捨て

石油石炭税.....リットル位またはキログラム位未満切り捨て(ただし、重量・容量相互の換算は行わない。)

(b) 酒税、揮発油税・地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税以外の内国消費税が課税される場合

関税率が円以上2桁までの場合は、関税課税標準数量の整数位までとし、それ未満は切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
	3.36円/KG	8,547.8KG

8,547KG

関税率が円以上3桁の場合は、関税課税標準数量の小数点以下1位までとし、それ未満は切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
	113.20円/KG	4,855.78KG

4,855.7KG

関税率が順次円以上n桁の場合は、関税課税標準数量の小数点以下(n-2)位までとし、それ未満は切り捨てる。

(c) 「蔵置種別等コード」欄に製造場からの酒類の輸入申告を行う旨の入力があった場合は、10ミリリットル位未満切り捨てとする。

(8) 関税課税標準決定処理

(A) 従価税率が適用される場合

欄単位に算出した課税価格を関税課税標準額とする。

(B) 従量税率が適用される場合

関税課税標準数量換算処理により算出した数量を関税課税標準数量とする。

(C) 従価・従量併用税率が適用される場合

欄単位に算出した課税価格を関税課税標準額とし、関税課税標準数量換算処理により算出した数量を関税課税標準数量とする。

(9) 関税率の決定

(A) 申告等種別が「Y」以外の場合

「品目コード」欄、「NACCS用コード」欄、「原産地コード」欄、「原産地証明書識別」欄に
入力されたコード及び以下の条件により関税率を決定する。

なお、輸入品目DBに協定・暫定要比較または協定・基本要比較の登録がある場合は、低い関税率
を適用する。

(a) 特惠税率の適用

< A > 特別特惠税率（無税）は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

「原産地コード」欄に特別特惠受益国に対応するコードの入力があること。

「原産地証明書識別」欄に特惠に対応するコードの入力があること。

「品目コード」欄に特別特惠制度適用品目の入力があること。

ただし、チェック対象日（「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合は、チェック対象日
または「最初蔵入等承認年月日」欄に入力された日）において輸入品目DBまたは国DBに
特別特惠に係る停止条件が登録されている場合は、特別特惠税率及び特惠税率以外の税率を
適用する。

また、チェック対象日（「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合は、チェック対象日
または「最初蔵入等承認年月日」欄に入力された日）において、特別特惠受益国及び特別
特惠制度適用品目の組み合わせにより、特別特惠の除外となっている場合は特別特惠税率以外
の税率を適用する。

< B > 特惠税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

< a > 「原産地コード」欄に特惠受益国に対応するコードの入力があること。

< b > 「原産地証明書識別」欄に特惠に対応するコードの入力があること。

< c > 「品目コード」欄に特惠制度適用品目の入力があること。

ただし、以下の場合を除く。

(ア) 「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がない場合

チェック対象日が輸入品目DBに登録されている特惠適用期間外である場合は、特惠税率
以外の税率を適用する。

(イ) 「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合

特惠税率の管理方式がシーリング方式の場合で、「最初蔵入等承認年月日」欄に入力され
た日が輸入品目DBに登録されている特惠適用期間外である場合は、特惠税率以外の税
率を適用する。

特惠税率の管理方式がエスケープ・クローズ方式の場合で、「最初蔵入等承認年月日」
欄に入力された日またはチェック対象日が輸入品目DBに登録されている特惠適用期間
外である場合は、特惠税率以外の税率を適用する。

(b) 自由貿易協定（バイ協定）に基づく税率の適用

自由貿易協定（バイ協定）に基づく税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

「原産地コード」欄に、自由貿易協定（バイ協定）に基づく税率の適用国に対応するコードの
入力があること。

「原産地証明書識別」欄に自由貿易協定（バイ協定）に対応するコードの入力があること。

「品目コード」欄に自由貿易協定（バイ協定）対象品目の入力があり、かつ、適用期間内であ
ること。

ただし、自由貿易協定に基づく税率の管理方式が特殊なシーリング方式の場合は、以下の自由貿
易協定（バイ協定）に基づく税率を適用する。

最初蔵入等承認年月日においてシーリング枠内である場合は、最初蔵入等承認年月日におけるシ
ーリング枠内税率を適用する。

最初蔵入等承認年月日においてシーリング枠外である場合で、チェック対象日におけるシーリング枠外税率を適用する。

(c) 自由貿易協定(マルチ協定)に基づく税率の適用

自由貿易協定(マルチ協定)に基づく税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

「原産地コード」欄に、自由貿易協定(マルチ協定)に基づく税率の適用国に対応するコードの入力があること。

「原産地証明書識別」欄に自由貿易協定(マルチ協定)に対応するコードの入力があること。

「品目コード」欄に自由貿易協定(マルチ協定)対象品目の入力があり、かつ、適用期間内であること。

ただし、自由貿易協定に基づく税率の管理方式が特殊なシーリング方式の場合は、以下の自由貿易協定(マルチ協定)に基づく税率を適用する。

最初蔵入等承認年月日においてシーリング枠内である場合は、最初蔵入等承認年月日におけるシーリング枠内税率を適用する。

最初蔵入等承認年月日においてシーリング枠外である場合で、チェック対象日におけるシーリング枠外税率を適用する。

(d) 協定税率の適用

協定税率は協定税率適用品目であり、かつ、以下のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

「原産地コード」欄に協定税率適用国に対応するコードの入力があり、かつ、「原産地証明書識別」欄に協定税率を適用する旨のコードの入力がある場合。

「NACCS用コード」欄に自国産品の再輸入貨物である旨のコードの入力がある場合。

特惠税率が適用できない場合。

自由貿易協定に基づく税率が適用できない場合。

(e) 暫定税率の適用

暫定税率は暫定税率適用品目であり、かつ、以下の条件を満たす場合に適用する。

特惠税率、自由貿易協定に基づく税率及び協定税率が適用されなかった場合。

「原産地証明書識別」欄に「原産地が確認できない」旨のコードの入力がある場合。

(f) 基本税率の適用

特惠税率、自由貿易協定に基づく税率、協定税率及び暫定税率が適用されなかった場合は、基本税率を適用する。

(B) 申告等種別が「Y」の場合

「品目コード」欄に、関稅定率法第14条18号に該当する旨のコードが入力された場合は、「EXMP」とする。

上記以外の場合は、「FREE」とする。

(10) 差額関稅の税率端数処理

差額関稅が適用される場合は、以下により関稅率の端数処理を行う。

関稅課稅標準數量の整数位の桁数が1桁の場合は、税率の円未満の端数を切り捨てる。

関稅課稅標準數量の整数位の桁数が2桁の場合は、税率の小數第1位未満の端数を切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
356.73181円/KG		23.2KG

356.7円/KG

関税課税標準数量の整数位の桁数が順次整数位以上n桁の場合は、税率の小数点以下(n - 1)位までとし、それ未満の端数は切り捨てる。

(例)	(税率)	(数量)
	356.73181円/KG	67,723.2KG
	356.7318円/KG	

(11) 関税額の算出

(A) 従価税率を適用する場合

「関税課税標準額^{*25} × 関税率」を関税額とする。

(*25) 関税課税標準額は1,000円未満を切り捨てた額。

(B) 従量税率を適用する場合

「関税課税標準数量 × 関税率」を関税額とする。

(C) 従価・従量併用税率を適用する場合

従価税率の適用により算出した税額と従量税率の適用により算出した税額の合計額を関税額とする。

(D) 端数処理

関税額の算出において発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(12) 関税減免税処理

「関税減免税コード」欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、関税が無税の場合は処理を行わない。

(A) 免税処理

「関税減免税コード」欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、算出した関税額を関税免税額とし、関税額を免税する。

(B) 減税・控除処理

「関税減免税コード」欄に減税・控除である旨のコードの入力がある場合は、「関税減税額」欄に入力された金額を関税減税・控除額とし、算出した関税額より減税・控除する。

(13) 内国消費税等課税標準数量の換算

(A) 換算処理

従量税率を適用する場合は、「数量(1)」欄または「数量(2)」欄を内国消費税等課税標準数量単位に基づき内国消費税等課税標準数量に換算する。

ただし、「数量(1)」欄及び「数量(2)」欄いずれも換算可能な場合は「数量(1)」欄により換算を行う。

(B) 端数処理

酒税.....10ミリリットル位未満切り捨て

揮発油税・地方揮発油税.....リットル位未満切り捨て

石油ガス税.....キログラム位未満切り捨て

たばこ税及びたばこ特別税...本位未満切り捨て(ただし重量から本数への換算は行わない。)

石油石炭税.....リットル位またはキログラム位未満切り捨て(ただし、重量・容量の相互の換算は行わない。)

(14) 内国消費税等課税標準決定処理

(A) 従価税率が課税される場合

(a) 「内国消費税等種別コード」欄に特殊関税に対応するコードの入力がある場合

「関税課税標準額」を内国消費税等課税標準額とする。

(b) 「内国消費税等種別コード」欄に消費税に対応するコードの入力がある場合

消費税以外に内国消費税または特殊関税が課税されていない場合

「関税課税標準額 + 関税額^{*26}」を内国消費税等課税標準額とする。

(* 2 6) 関税額の100円未満を切り捨てた額。

消費税以外に内国消費税または特殊関税が課税されている場合

「関税課税標準額 + 関税額^{*26} + 内国消費税等税額^{*27}」を内国消費税等課税標準額とする。

(* 2 7) 算出される消費税以外の内国消費税等税額(特殊関税を含む)について100円未満を切り捨てた額。

なお、「内国消費税等減免税コード」欄に「石油石炭税特例納付」が入力された場合は、石油石炭税額を仮に算出し100円未満を切り捨てた額。

消費税以外に石油石炭税及び揮発油税・地方揮発油税が課税されている場合

「関税課税標準額 + 関税額^{*26} + 石油石炭税額^{*27} + 揮発油税・地方揮発油税額^{*27}」を内国消費税等課税標準額とする。

(c) 内国消費税等種別コードが地方消費税の場合

消費税額が100円以上の場合

「消費税額^{*28}」を内国消費税等課税標準額とする。

(* 2 8) 算出される消費税額について100円未満を切り捨てた額。

消費税額が100円未満の場合

地方消費税は課税されないため内国消費税課税標準額は算出しない。

(B) 従量税率が課税される場合

(a) 「内国消費税等種別コード」欄に揮発油税・地方揮発油税に対応するコードの入力がある場合

「内国消費税等課税標準数量^{*29} - (内国消費税等課税標準数量^{*29} × 控除率^{*30})」を内国消費税等課税標準数量とする。

(* 2 9) 算出した内国消費税等課税標準数量。

(* 3 0) 控除率は内国消費税等種別DBに登録されている揮発油税・地方揮発油税の控除率。

(b) 「内国消費税等種別コード」欄に揮発油税・地方揮発油税に対応するコード以外の入力がある場合

算出した内国消費税等課税標準数量とする。

(15) 内国消費税等税額の算出

(A) 従価税率が課税される場合

「内国消費税等課税標準額^{*31} × 内国消費税等税率^{*32}」を内国消費税等税額とする。

(* 3 1) 内国消費税等課税標準額は、1,000円未満を切り捨てた額。

ただし、地方消費税の場合を除く。

(* 3 2) 内国消費税等種別DBに登録されている内国消費税等税率。

(B) 従量税率が課税される場合

「内国消費税等課税標準数量 × 内国消費税等税率^{*32}」を内国消費税等税額とする。

ただし、「内国消費税等減免税コード」欄に石油石炭税特例納付である旨のコードの入力がある場合は、石油石炭税の税額は算出しない。

(C) 端数処理

内国消費税等税額の算出において発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(16) 内国消費税等減免税処理

「内国消費税等減免税コード」欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、「内国消費税等減免税コード」欄に入力がなく、関税減免税コードの入力により内国消費税等が減免税となる場合は、輸入関税減免税コードDBに登録されている内国消費税等減免税コードが入力されたものとして処理する。

(A) 免税処理

「内国消費税等減免税コード」欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、算出した内国消費税等税額を内国消費税等免税額とし、内国消費税等税額を免税する。

(B) 減税・控除処理

「内国消費税等減免税コード」欄に減税・控除である旨のコードの入力がある場合は、「内国消費税等減税額」欄に入力された金額を内国消費税等減税・控除額とし、算出した内国消費税等税額より減税・控除する。

(17) 統合処理

(A) 申告等種別が「H」及び「N」以外の場合

(a) 統合判定処理

以下の項目がすべて同一の欄毎に関税課税標準額、関税課税標準数量、関税減税額、内国消費税等課税標準額、内国消費税等課税標準数量及び内国消費税等減税額の統合を行う。

また、「NACCS用コード」欄に自国産品の再輸入貨物である旨のコードが入力された欄については、自国産品の再輸入貨物である旨のコードが入力された欄で統合を行う。

ただし、関税率の種別が差額関税、複合税率である欄については統合しない。

「品目コード」欄

「原産地コード」欄

「原産地証明書識別」欄

「蔵置種別等コード」欄

「関税減免税コード」欄

「内国消費税等種別コード」欄

「内国消費税等減免税コード」欄

関税率の区分（特惠税率、協定税率、暫定税率、基本税率）

関税率の種別（従価税、従量税、併用税率、選択税率（高い税額）、選択税率（低い税額）

関税率

内国消費税等税率

(b) 統合後の税額計算処理

統合された欄毎に統合後の関税課税標準額、関税課税標準数量、関税減税額、内国消費税等課税標準額、内国消費税等課税標準数量及び、内国消費税等減税額に基づき統合後の関税額、関税減免税額、内国消費税等税額、内国消費税等減税額を算出する。

(B) 申告等種別が「H」または「N」の場合

以下の項目がすべて同一の欄毎に邦価換算後のインボイス価格の統合を行う。

また、「NACCS用コード」欄に自国産品の再輸入貨物である旨のコードが入力された欄については、自国産品の再輸入貨物である旨のコードが入力された欄で統合を行う。

ただし、「NACCS用コード」欄に少額合算貨物の旨のコードが入力された欄及び「品目コード」欄に入力された品目コードが6桁の欄については統合しない。

「品目コード」欄

「原産地コード」欄

(18) 税額合計の算出

(A) 関税額の合計

各欄の関税額^{*33}を合計し、100円未満を切り捨てる。

(* 3 3) 統合されているものは統合後の関税額。

(B) 内国消費税等税額の合計

各欄の内国消費税等税額^{*34}を科目毎に合計し、100円未満を切り捨てる。

(* 3 4) 統合されているものは統合後の内国消費税等税額。

(19) 担保額の算出

(A) 再輸出免税及びB P承認申請の場合

再輸出免税またはB P承認申請の場合は、欄単位に担保額の算出を行う。

(a) 税額仮計算処理

「B P申請事由コード」欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力がある場合は、特惠税率または自由貿易協定に基づく税率の適用がないとした場合の関税率に基づき関税額、内国消費税等税額及び消費税額の仮計算を行い、算出された金額に基づき担保額の算出を行う。

なお、関税額または内国消費税等税額が減税または免税されている場合は、税額仮計算処理においては、減税または免税を行わない。

(b) 関税に係る担保額の算出

「B P申請事由コード」欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力がある場合

「税額仮計算処理で算出された関税額」を担保額とする。

関税額が減税または免税されている場合

「減税または免税がなかったとした場合の関税額」を担保額とする。

包括評価申告により担保額を算出する場合^{*35}

「関税額 × (1 + X^{*36})」を担保額とする。

(* 3 5) B P承認申請の場合であり、かつ、全欄に包括評価申告を適用する場合のみ担保額を算出。

(* 3 6) 輸入包括評価申告D Bに登録されている担保率。

その他の場合

「関税額 × 1 . 1」を担保額とする。

(c) 内国消費税等に係る担保額の算出

< A > 「内国消費税等種別コード」欄に消費税に対応するコード以外の入力がある場合

「B P申請事由コード」欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力がある場合

「税額仮計算処理で算出された内国消費税等税額」を担保額とする。

内国消費税等税額が減税または免税されている場合

「減税または免税がなかったとした場合の内国消費税等税額」を担保額とする。

包括評価申告により担保額を算出する場合^{*35}

「内国消費税等税額 × (1 + X^{*36})」を担保額とする。

その他の場合

「内国消費税等税額 × 1 . 1」を担保額とする。

< B > 「内国消費税等種別コード」欄に消費税に対応するコードの入力がある場合

「B P申請事由コード」欄に「原産地証明書または原産品申告書の提出が遅れる」に対応するコードの入力がある場合

「税額仮計算処理で算出された消費税額 + 地方消費税額」を担保額とする。

内国消費税等税額が減税または免税されている場合

「減税または免税がなかったとした場合の消費税額 + 地方消費税額^{*37}」を担保額とする。

(* 3 7) 減税または免税がなかったとした場合の消費税額が 1 0 0 円以上の場合は、地方消費税額を算出。

包括評価申告により担保額を算出する場合^{*35}

「(消費税額 + 地方消費税額) × (1 + X^{*36})」を担保額とする。

その他の場合

「(消費税額 + 地方消費税額) × 1.1」を担保額とする。

(d) 端数処理

発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(e) 担保額合計の算出

< A > 関税の担保額の合計

各欄の関税の担保額を合計し、100円未満を切り捨てる。

< B > 内国消費税等の担保額の合計

各欄の内国消費税等の担保額を科目毎に合計し、100円未満を切り捨てる。

(B) 納期限延長の場合

算出した税額合計を各科目毎の担保額とする。

(20) 統計計上処理

「品目コード」欄、「関税減免税コード」欄及び「輸入貿易管理令別表コード」欄により普通貿易統計、免税統計及び金統計の計上条件に該当する場合は、以下の処理を行う。

ただし、以下の場合は統計計上しない。

「NACCS用コード」欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄

「NACCS用コード」欄に少額合算貨物の旨のコードが入力された欄

統計用とされた関税課税標準額が201,000円未満の欄

申告等種別が「H」または「N」の場合で、「品目コード」欄に入力された品目コードが6桁の欄

(A) 統計用関税課税標準の算出

関税課税標準額、関税課税標準数量を統計用の関税課税標準とする。

なお、統合処理により統合された欄の場合は、「NACCS用コード」欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄を除き、関税課税標準額、関税課税標準数量を統計用の関税課税標準として合計する。

(B) 統計用関税額の算出

申告等種別が「H」、「N」、「S」、「M」、「A」及び「G」以外の場合は、以下の処理を行う。

(a) 従価税率を適用する場合

「統計用関税課税標準額^{*38} × 関税率」を統計用関税額とする。

(* 3 8) 統計用関税課税標準額は1,000円未満を切り捨てた額。

(b) 従量税率を適用する場合

「統計用関税課税標準数量 × 関税率」を統計用関税額とする。

(c) 従価・従量併用税率を適用する場合

従価税率の適用により算出した税額と従量税率の適用により算出した税額の合計額を統計用関税額とする。

(C) 統計用関税減免税処理

申告等種別が「H」、「N」、「S」、「M」、「A」及び「G」以外の場合で、「関税減免税コード」欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、関税が無税の場合は処理を行わない。

(a) 統計用関税減税額の算出

関税減税額を統計用の関税減税額とする。

なお、統合処理により統合された場合は、「NACCS用コード」欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄を除き関税減税額を統計用の関税減税額として合計する。

(b) 免税処理

「関税減免税コード」欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、算出した統計用関税額を統計用関税免税額とし、統計用関税額を免税する。

(c) 減税・控除処理

「関税減免税コード」欄に減税・控除である旨のコードの入力がある場合は、算出した統計用関税額から算出した統計用関税減税・控除額を減税・控除する。

(D) 統計数量の換算

入力された「数量(1)」欄及び「数量(2)」欄を統計単位1及び統計単位2に基づき統計数量に換算する。

ただし、統合処理により統合された場合は、「NACCS用コード」欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄を除き、入力された「数量(1)」欄及び「数量(2)」欄を統計数量1及び統計数量2として合計する。

なお、統計単位未満は切り捨てる。

(E) 統計用関税額の端数処理

申告等種別が「H」、「N」、「S」、「M」、「A」及び「G」以外の場合、統計用関税額は1,000円未満を切り捨てた額とする。

(21) 代表税番の設定処理

(A) 申告等種別が「H」及び「N」以外の場合

欄単位の課税価格の算出処理により取得した課税価格^{*39}の一番高い欄(「NACCS用コード」欄に少額合算貨物である旨のコードが入力された欄は除く)の品目コード上位4桁を代表税番として設定する。

ただし、「NACCS用コード」欄に少額合算貨物である旨のコードが入力された欄のみの場合は、課税価格の算出処理により取得した課税価格の一番高い欄の品目コード上位4桁を代表税番として設定する。

(*39) 統合処理により統合された場合は、統合後の関税課税標準額。

(B) 申告等種別が「H」または「N」の場合

統合処理後のインボイス価格の一番高い欄(「NACCS用コード」欄に少額合算貨物である旨のコードが入力された欄は除く)の品目コード上位4桁を代表税番として設定する。

ただし、「NACCS用コード」欄に少額合算貨物である旨のコードが入力された欄のみの場合は、邦貨換算後のインボイス価格の一番高い欄の品目コード上位4桁を代表税番として設定する。

(22) あて先部門の決定処理

あて先部門は、当初の輸入申告等のあて先部門を引き継ぐ。

なお、あて先官署コードが変更された場合のあて先部門は、「品目コード」欄等に入力された内容に基づき決定する。

特例申告あて先部門は、「品目コード」欄等に入力された内容に基づき決定する。

ただし、「あて先部門コード」欄及び「特例申告あて先部門コード」欄に入力がある場合は、入力された部門とする。

- (23) 申告等番号の払出し処理
申告等番号の枝番を払い出す。
ただし、輸入申告等変更事項の訂正の場合は、新たな枝番の払い出しを行わない。
- (24) 共通管理番号関連処理
他法令手続の証明をシステムにより行う旨を登録する場合または「共通管理番号」欄に入力がある場合は、共通管理番号関連処理を行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。
- (25) 開庁時申告情報の解除処理
予備申告中の場合で、開庁時申告の旨が登録され、当該申告が自動起動する前に本業務で訂正が行われた場合は、開庁時申告の旨の登録を解除し、改めて入力が行われない限り、開庁時申告は処理されないこととする。
- (26) 開庁時審査終了情報の解除処理
輸入申告変更に係る変更事項登録の場合で、BP承認済であり、かつ、開庁時にIBPに係る審査終了を行う旨が登録され、当該審査終了が自動起動する前に本業務で変更が行われた場合は、開庁時にIBPに係る審査終了を行う旨の登録を解除する。
- (27) 開庁時保留解除情報の解除処理
他法令未済により保留中で、かつ開庁時保留解除の旨が登録されている輸入申告について、当該保留解除が自動起動する前に本業務で変更が行われた場合は、開庁時保留解除の旨の登録を解除する。
- (28) 輸入申告DB処理
入力内容を輸入申告DBに登録・更新する。
- (29) 担保回復処理
輸入申告等変更に係る変更事項の登録の場合で、既に担保引落とし済の場合は、旧輸入申告DBに登録されている担保登録番号毎に以下の処理を行う。
- (A) 担保DB処理
回復結果を担保DBに登録する。
- (B) 担保引落とし回復DB処理
当初輸入申告等に係る担保の引落としで作成された、担保引落とし回復DBに削除対象の旨を登録する。
- (30) 担保引落とし処理
輸入申告等変更に係る変更事項の登録の場合で、BP承認済であり、かつ、担保引落とし済の場合は、輸入申告DBに登録されている担保登録番号について以下の処理を行う。
- (A) 担保DB処理
引落とし結果を担保DBに登録する。
- (B) 担保引落とし回復DB処理
引落とし結果を担保引落とし回復DBに登録する。
- (31) 資金DB処理
輸入申告等変更に係る変更事項の登録の場合で、資金DBが作成されている場合は、資金DBに削除対象の旨を登録する。
- (32) MPN納付DB処理
MPN納付DBが作成されている場合は、取消済みによる支払不可の旨を登録し、削除対象の旨を登録する。

(33) 貨物情報関連処理

以下の場合以外に処理を行う。

B P承認後の場合

「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合

申告等種別が「T」または「V」の場合

郵便物である旨の入力がある場合

(A) Sea - NACCSの場合 (システム参加保税蔵置場で通関する場合にのみ処理を行う。)

(a) 輸入申告等変更に係る変更事項の登録の場合

既に、登録されている貨物情報DBの申告情報を更新する。

なお、B / L番号が変更されている場合は、旧輸入申告DBに登録されているB / L番号に係る貨物情報DBから輸入申告等された旨を取り消す。

(b) 輸入申告等変更に係る変更事項の訂正の場合

B / L番号が変更されている場合は、変更前のB / L番号に係る貨物情報DBから輸入申告等された旨を取り消す。

(c) 予備申告変更に係る変更事項の登録の場合

予備申告時に貨物情報DBに登録した場合で、B / L番号が変更されている場合は、貨物情報DBから削除する。

なお、B / L番号が変更されている場合で、貨物情報DBに予備申告以外の情報 (IDC業務及び「輸入申告審査終了 (CEA)」業務以外の業務で登録された情報) が登録されている場合は、予備申告された旨を取り消す。

(B) Air - NACCSの場合

(a) 輸入申告等変更に係る変更事項の登録の場合

既に、登録されている輸入貨物情報DBの申告情報を更新する。

なお、AWB番号が変更されている場合は、旧輸入申告DBに登録されているAWB番号に係る輸入貨物情報DBから輸入申告等された旨を取り消す。

(b) 輸入申告等変更に係る変更事項の訂正の場合

AWB番号が変更されている場合は、変更前のAWB番号に係る輸入貨物情報DBから輸入申告等された旨を取り消す。

(c) 予備申告変更に係る変更事項の登録の場合

予備申告時に輸入貨物情報DBに登録した場合で、AWB番号が変更されている場合は、輸入貨物情報DBから削除する。

なお、AWB番号が変更されている場合で、輸入貨物情報DBに予備申告以外の情報 (IDC業務及びCEA業務以外の業務で登録された情報) が登録されている場合は、予備申告された旨を取り消す。

(34) インボイス・パッキングリストDB処理 (B P承認後の場合または申告等種別が「T」または「V」の場合は、処理を行わない。)

(A) 「電子インボイス受付番号」欄に輸入申告DBに登録されている電子インボイス受付番号と異なる内容の入力があった場合

入力された電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBに、輸入申告等 (予備申告の場合は除く。) がされた旨を登録する。

輸入申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBから、輸入申告等 (予備申告の場合は除く。) がされた旨を取り消す。

(B) 「電子インボイス受付番号」欄に入力がない場合

輸入申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBから、輸入申告等 (予備申告の場合は除く。) がされた旨を取り消す。

(35) 添付ファイル管理DB処理

添付ファイル管理DBに入力された申告等番号に係る情報が存在する場合は、払い出された申告等番号枝番を登録する。

(36) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

特恵税率を適用する旨の入力があり特恵停止により特恵税率以外の税率を適用した品目がある場合。

「原産地証明書識別」欄に特恵用の原産地証明書識別コードを入力すれば特恵税率を適用することが可能な品目がある場合。

「通関予定蔵置場コード」欄に入力されたコードに基づくあて先官署と「あて先官署コード」欄に入力された税関官署コードに対応するあて先官署が異なる場合。

税関への通知を要する事故が登録されている貨物の場合（システム参加保税蔵置場で通関する場合にのみ）。

「大額・少額識別」欄に「L」が入力された場合で、課税価格が201,000円以上の欄が存在しない場合。

「大額・少額識別」欄に「S」が入力された場合で、「品目コード」欄に「統計基本通達21-2（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物」の入力があり、かつ、課税価格が201,000円以上である欄が存在する場合。

(37) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入申告等入力控情報* ⁴⁰	予備申告中の場合は、以下のいずれかとして出力 (1) 申告等種別が「H」、「N」及び「Y」以外の場合は、輸入申告等入力控情報として出力 (2) 申告等種別が「Y」の場合は、輸入申告(少額関税無税)入力控情報として出力 (3) 申告等種別が「H」または「N」の場合は、輸入(引取)申告入力控情報として出力	入力者
輸入申告等変更入力控情報* ⁴⁰	予備申告中でない場合は、以下のいずれかとして出力 (1) 申告等種別が「H」、「N」、「T」、「V」及び「Y」以外の場合は、輸入申告等変更入力控情報として出力 (2) 申告等種別が「Y」の場合は、輸入申告(少額関税無税)変更入力控情報として出力 (3) 申告等種別が「H」または「N」の場合は、輸入(引取)申告変更入力控情報として出力 (4) 申告等種別が「T」または「V」の場合は、特例申告入力控情報として出力	入力者

(* 4 0) 端末パッケージを利用した際の帳票用レイアウトは、出力内容により輸入申告等控情報と同等の帳票レイアウトで表示される。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D06「輸入申告入力控情報等のレイアウトについて」を参照。

7. 特記事項

(1) 納期限延長コードの入力方法について

包括納期限延長、個別納期限延長、特例申告納期限延長または即納の混在の登録を行う場合は、対象とする税科目により以下の入力を行う。

税科目	延長種別	その他の内国消費税等 ^{*42}			
		なし	即納	個別納期限延長	特例申告納期限延長
関税等 ^{*41}	即納			C ^{*43}	F ^{*43}
	個別納期限延長	K ^{*43}	B ^{*44}	K ^{*43}	
	包括納期限延長	H ^{*43}	A ^{*44}	M	
	特例申告納期限延長	T ^{*43}	E ^{*44}		T ^{*43}

(* 4 1) 関税等とは、関税、特殊関税、消費税及び地方消費税のことをいう。

(* 4 2) 内国消費税等とは、上記、関税等以外の内国消費税のことをいう。

(* 4 3) 税科目の一部に再輸出免税がある場合を含む。

(* 4 4) 税科目の一部に再輸出免税がある場合または納期限延長の対象となる税科目以外の税科目すべてが再輸出免税の対象となる場合を含む。

納期限延長コード

- H : 包括納期限延長
- K : 個別納期限延長
- M : 包括納期限延長個別納期限延長混在
- A : 包括納期限延長即納混在
- B : 個別納期限延長即納混在
- C : 即納個別納期限延長混在
- T : 特例申告納期限延長
- E : 特例申告納期限延長即納混在
- F : 即納特例申告納期限延長混在

「申告等種別コード」欄及び「納期限延長コード」欄に入力可能な組み合わせは以下のとおり。

: 入力可 × : 入力不可

		申告等種別コード			
		C、K、U、 B	J、P、T、 V	Y	D、L、E
納期限延長 コード	H、K		×		×
	M、A、B、 C		×	×	×
	T、E、F	×		×	×

(2) 原産地証明書識別の入力方法について

「原産地証明書識別」欄に入力可能なコードは以下のとおり。

ただし、申告等種別が「J」、「P」、「T」または「V」の場合は、「M」、「L」、「W」または「7」の入力不可。

貨物の種類	入力条件				入力可能なコード			原産地証明	
	原産地証明書の種類等	有 / 無	添付書類の種類	有 / 無	特専用	自由貿易協定用			協定用等
						バイ協定用	マルチ協定用		
自国関与品	特専用 原産地証明書		累積加工製造 証明書		A				*
	特専用 原産地証明書		-	-	J				*
自国関与品以外	特専用 原産地証明書		累積加工製造 証明書		B				*
上記特専用識別 「A」「J」及び 「B」の場合 を除く貨物	特専用 原産地証明書		-	-	P				*
税関長が貨物の 種類または形状 により、その原 産地が明らかで あると認めた貨 物	提出省略	-	-	-	C	D	6		
少額貨物扱い	-	-	-	-	T	E	5		
自由貿易協定関 税割当品目	自由貿易協定 用 原産地証明書		自由貿易協定 関税割当証明 書			K	1		*
	自由貿易協定 用 原産品申告書		自由貿易協定 関税割当証明 書			H			*
	少額	-	自由貿易協定 関税割当証明 書			Y	2		
	提出省略	-	自由貿易協定 関税割当証明 書			Z	3		
自由貿易協定に 基づく原産地証 明書または原産 品申告書がある 貨物	自由貿易協定 用 原産地証明書		-	-		F	4		*
	自由貿易協定 用 原産品申告書		-	-		U			*
協定用原産地証 明書がある貨物	協定用原産地 証明書		-	-				G	*
貨物、インボイ ス等により原産 地が確認できる 貨物	協定用原産地 証明書	x	-	-				R	

入力条件					入力可能なコード			原産地証明	
貨物の種類	原産地証明書の種類等	有 / 無	添付書類の種類	有 / 無	特恵用	自由貿易協定用			協定用等
						パイ協定用	マルチ協定用		
輸入割当等公表告示三 - 8 に規定する原産地証明書がある貨物	輸入割当等公表告示三 - 8 に規定する原産地証明書	-	-	-				S	*
原産地が確認できない貨物	-	-	-	-				N	
原産地証明書提出猶予申請を行う貨物	-	-	-	-	M				
原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う貨物（FTA用）（自由貿易協定関税割当品目に該当しないものに限る）	-（自由貿易協定用原産地証明書）	-	-	-		L	7		
	-（自由貿易協定用原産品申告書）	-	-	-		W			

(3) 納付方法識別及び口座番号の入力方法について

「納付方法識別」欄及び「口座番号」欄へ入力可能な組み合わせは以下のとおり。

納期限延長	納付方法 識別	口座番号	処理内容
納期限延長なし (全科目即納)	M	入力あり	エラー
		入力なし	全科目についてマルチペイメントネットワーク(以下、MPNという。)による納付を行う
	入力なし	入力あり	全科目について口座振替(NACCS専用口座)による納付を行う
		入力なし	全科目について直納による納付を行う
	R	入力あり	全科目について口座振替(オンライン・リアルタイム口座)による納付を行う
		入力なし	エラー
	C	入力あり	エラー
		入力なし	エラー
納期限延長あり (全科目納期限延長)	M	入力あり	エラー
		入力なし	全科目についてMPNによる納付を行う
	入力なし	入力あり	エラー
		入力なし	全科目について直納による納付を行う
	R	入力あり	エラー
		入力なし	エラー
	C	入力あり	エラー
		入力なし	エラー
納期限延長あり (即納との混在)	M	入力あり	納期限延長の科目についてMPNによる納付を行う 即納の科目について口座振替(NACCS専用口座)による納付を行う
		入力なし	全科目についてMPNによる納付を行う
	入力なし	入力あり	納期限延長の科目について直納による納付を行う 即納の科目について口座振替(NACCS専用口座)による納付を行う
		入力なし	全科目について直納による納付を行う
	R	入力あり	納期限延長の科目について直納による納付を行う 即納の科目について口座振替(オンライン・リアルタイム口座)による納付を行う
		入力なし	エラー
	C	入力あり	納期限延長の科目についてMPNによる納付を行う 即納の科目について口座振替(オンライン・リアルタイム口座)による納付を行う
		入力なし	エラー

(4) 入力画面コードについて

端末パッケージで入力画面を表示する場合は、申告等種別により画面コードを指定する必要がある。

指定する画面			選択条件(申告等種別)
システム	画面コード	画面名	
Sea - N ACCS	SID	輸入申告	「C」または「F」の場合
	SHK	輸入(引取)申告	「H」または「N」の場合
	SHT	輸入(引取・特例)申告	「J」または「P」の場合
	STK	特例申告	「T」または「V」の場合
	SIS	蔵入等承認申請	「S」、「M」、「A」または「G」の場合
	SIW	蔵出等輸入申告	「K」、「D」、「U」、「L」、「B」または「E」の場合
Air - N ACCS	AID	輸入申告	「C」または「F」の場合
	ASD	輸入申告(少額関税無税)	「Y」の場合
	AHK	輸入(引取)申告	「H」または「N」の場合
	AHT	輸入(引取・特例)申告	「J」または「P」の場合
	ATK	特例申告	「T」または「V」の場合
	AIS	蔵入等承認申請	「S」、「M」、「A」または「G」の場合
	AIW	蔵出等輸入申告	「K」、「D」、「U」、「L」、「B」または「E」の場合

(5) 応答画面の再送信について

「原産地証明書識別」欄に特惠を使用する旨の原産地証明書識別を入力すれば、特惠税率適用可能な品目がある旨の注意喚起メッセージを出力した場合は、応答画面からの連続した輸入申告等変更は不可となる。IDC業務またはIDE業務を行う場合は、初期画面から行う必要がある。

(6) 出力される関連省庁の届出・申請番号について

関連省庁の届出・申請情報が複数関連付けられている場合は、関連省庁別の以下の出力項目に有効かつ最初に登録された届出・申請番号を出力する。

「食品等輸入届出受付番号」欄

「植物等輸入検査申請番号」欄

「畜産物輸入検査申請番号」欄

なお、関連付けられているすべての届出・申請番号は「関連省庁申告・申請状況照会(IXX)」業務で確認することができる。

(7) 通貨コードについて

輸入申告等変更に係る変更事項の登録の場合で、「JPY」以外の通貨コードが入力されており、輸入等申告時の換算レートがシステムに登録されていない場合は、通貨コードを「JPY」とし手計算による邦貨換算後の金額を入力する。

(8) BP承認後のチェックについて

BP承認後の場合は、以下の項目に入力された内容について、システムにおける存在チェックを行わない。

「通関予定蔵置場コード」欄

「B/L番号/AWB番号」欄

「BP申請事由コード」欄

(9) 変更不可項目について

本業務の入力項目のうち変更不可項目は以下のとおりとする。

: 変更可、× : 変更不可、- : 対象外

項番	条件 項目名	輸入申告等 後	予備申告済 み本申告前	B P承認後	本船・ふ中 扱い承認後 の輸入申告 等後	輸入(引 取)許可後 特例申告前
1	申告等種別コード	× ^{*45}	× ^{*45}	×	×	^{*46}
2	申告貨物識別	× ^{*55}	× ^{*55}	× ^{*55}	× ^{*55}	-
3	あて先官署コード	×	^{*59}	×	×	-
4	あて先部門コード					-
5	輸入者コード	× ^{*47}	× ^{*47}	×	× ^{*47}	×
6	輸入者名	×	×	×	×	-
7	通関予定蔵置場コード	^{*49、*53、 *54、*58}	^{*49、*53}	×	×	-
8	一括申告等識別			×	×	-
9	申告等予定者コード	×	×	×	×	-
10	輸入取引者コード	×	×	×	×	-
11	輸入取引者名					-
12	仕出人コード					-
13	B / L 番号 / AWB 番号	^{*50}	^{*50}	×	×	-
14	貨物個数			^{*48}		-
15	貨物重量(グロス)			^{*48}		-
16	重量単位コード(グ ロス)			^{*48}		-
17	積載船舶コード			×	×	-
18	積載船(機)名			×	×	-
19	入港年月日			^{*48}		-
20	船(取)卸港コード			^{*48}		-
21	積出地コード			^{*48}		-
22	積出地名			^{*48}		-
23	共通管理番号			×		-
24	食品衛生証明識別			×		-
25	植物防疫証明識別			×		-
26	動物検疫証明識別			×		-
27	インボイス識別			× ^{*51}		× ^{*51}
28	電子インボイス受付 番号			×		×
29	B P申請事由コード			×		-
30	担保登録番号			×		^{*52}
31	品目コード					^{*56}
32	N A C C S用コード					^{*56}
33	原産地コード					^{*56}
34	原産地証明書識別					^{*56}
35	数量(1)					^{*56}
36	数量単位コード (1)					^{*56}
37	数量(2)					^{*56}

項番	条件 項目名	輸入申告等 後	予備申告済 み本申告前	B P承認後	本船・ふ中 扱い承認後 の輸入申告 等後	輸入（引 取）許可後 特例申告前
38	数量単位コード （ 2 ）					* 5 6
39	課税価格					* 5 6、* 5 7

（ * 4 5 ） 「 Y 」 から 「 C 」 への変更のみ可能。

（ * 4 6 ） 申告等種別が 「 H 」 または 「 J 」 で、輸入（引取）許可後に特例申告に係る事項登録を行う場合は、「 T 」 への変更が必須となる。

申告等種別が 「 N 」 または 「 P 」 で、輸入（引取）許可後に特例申告に係る事項登録を行う場合は、「 V 」 への変更が必須となる。

（ * 4 7 ） 無符号輸入者から有符号輸入者への変更のみ可能。

（ * 4 8 ） A i r - N A C C S の場合は、変更不可

（ * 4 9 ） 管轄税関が変更される場合は、変更不可。

（ * 5 0 ） 輸入申告 D B に登録されている通関予定蔵置場が到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードまたは貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの場合は、1 回目の 「 B / L 番号 / A W B 番号 」 欄は変更不可（ A i r - N A C C S のみ）。

（ * 5 1 ） インボイス識別がスペース、「 A 」 または 「 B 」 の場合のみ、「 A 」 または 「 B 」 への変更が可能。

（ * 5 2 ） 輸入（引取）許可後に特例申告に係る事項登録を行う場合は、1 回目の 「 担保登録番号 」 欄は変更不可。

（ * 5 3 ） 「 通関予定蔵置場コード 」 欄に入力された保税地域コードについて、変更可能な組み合わせは以下のとおり。

：変更可能 ×：変更不可 -：対象外

通関予定蔵置場コード		変更可否
変更前	変更後	
到着即時輸入申告扱い	到着即時輸入申告扱い	-
	貨物到着前輸入申告扱い	×
	上記以外	
貨物到着前輸入申告扱い	到着即時輸入申告扱い	×
	貨物到着前輸入申告扱い	-
	上記以外	
上記以外	到着即時輸入申告扱い	ただし、貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードからの変更後の場合は、変更不可。
	貨物到着前輸入申告扱い	× ただし、貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードからの変更後の場合で、貨物が突合前の場合は、変更可能。
	上記以外	

（ * 5 4 ） 本船・ふ中に対応するコードへの変更は不可。

- (* 5 5) 申告貨物識別がスペース、「L」または「X」の場合は、スペース、「L」または「X」への変更のみ可能。
申告貨物識別が「E」、「H」、「M」または「U」の場合は、「E」、「H」、「M」または「U」への変更のみ可能。
- (* 5 6) 輸入（引取）申告時に管理方式がシーリング方式の特恵税率（特別特恵税率を除く。）または管理方式が特殊なシーリング方式の自由貿易協定に基づく税率が適用される欄がある場合は、全欄において変更不可。
- (* 5 7) 輸入（引取）申告時の関税課税価格から変更不可。
- (* 5 8) Air - N A C C Sの場合は、以下のいずれかの場合のみ変更可能。
貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードからの変更
貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードからの変更後、貨物が突合前の場合に、
貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードへの変更
- (* 5 9) Air - N A C C Sの場合は、以下のいずれかの場合のみ変更可能。
- (1) 「申告先種別コード」欄に「T」以外が入力された場合で、以下の条件をすべて満たす場合は、「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する申告官署への変更のみ可能
現審査区分が「検査扱い」である。
入力者が、本業務が入力された日において認定通関業者である。
変更前のあて先官署コードが、官署変更可能な税関官署である。
「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する申告官署が、官署変更可能な税関官署である。
変更前のあて先官署コードと、「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する申告官署が、異なる税関官署である。
変更前のあて先官署コードと、「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する申告官署が、同一税関内である。
- (2) 「申告先種別コード」欄に「T」が入力された場合で、以下の条件をすべて満たす場合は、「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する特別通関貨物を受付ける申告官署への変更のみ可能
現審査区分が「検査扱い」である。
入力者が、本業務が入力された日において認定通関業者である。
変更前のあて先官署コードが、官署変更可能な税関官署である。
「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する特別通関貨物を受付ける申告官署が、官署変更可能な税関官署である。
変更前のあて先官署コードと、「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する特別通関貨物を受付ける申告官署が、異なる税関官署である。
変更前のあて先官署コードと、「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する特別通関貨物を受付ける申告官署が、同一税関内である。

(3) あて先官署コードが変更された場合は、「記事(税関)」欄について、入力内容により以下の優先順位で編集し、輸入申告DBに登録する。

:スペース

項番	条件	122	.	.	+	130	+	140	
1	122 桁目以降がスペースの場合					官署 コード*61 (2桁)		部門 コード*61 (2桁)		申告等番号*60(11桁)											審査 区分*62 (1桁)
2	122 桁目以降がスペースではなく、 124 桁目以降がスペースの場合	編集なし				官署 コード*61 (2桁)		部門 コード*61 (2桁)		申告等番号*60(11桁)											
3	124 桁目以降がスペースではなく、 129 桁目以降がスペースの場合	編集なし								申告等番号*60(11桁)											
4	129 桁目以降がスペースではなく、 136 桁目以降がスペースの場合	編集なし														官署 コード*61 (2桁)		部門 コード*61 (2桁)			
5	上記以外の場合	編集なし																			

(*60) 入力された申告等番号を登録する。

(*61) 入力された申告等番号に係るあて先官署コード及びあて先部門コードを登録する。

(*62) 入力された申告等番号に係る審査区分選定時の審査区分を登録する。